

1 議事日程（4日目）

〔令和4年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

令和4年9月9日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	船越隆之 (9)	<p>1. 総合体育館の指定管理について 総合体育館の営繕工事の費用について3点伺う。</p> <p>(1) 2階用具倉庫ドアクローザーの工事費について</p> <p>(2) 受水槽清掃費用について</p> <p>(3) 音響設備の定期点検使用料について</p>
2	小島真由美 (15)	<p>1. 機構改革について</p> <p>(1) 複雑化、多様化する市民ニーズに応え、地域共生社会の実現に向けた総合的、横断的な組織展開を行うための機構改革について伺う。</p> <p>(2) 直面する課題の整理解決のため（仮）行財政推進室や（仮）公共施設アセットマネジメント推進室などの設置や、適所適材の人事、組織の統廃合など、本市の持続可能な行政経営の観点からの機構改革について伺う。</p>
3	森田正嗣 (4)	<p>1. 総合計画に係る請願の採択をうけて 令和4年第2回定例会に提出された請願第2号「第六次太宰府市総合計画」の策定に関する請願書は定例会において採択された。 市長は総合計画策定にどう向き合われるのか見解を伺う。</p> <p>2. 自治基本条例の取り組みについて 太宰府市自治基本条例審議会は自治基本条例第29条に基づく「条例の見直し」作業を行い、その結果として令和3年8月12日付けで答申を出され、本条例の運用の改善を求める「提言」をされている。 今回、そのうち情報共有分野の改善の取り組みについて伺う。</p>
4	入江 寿 (6)	<p>1. 登下校時の児童の見守りにについて</p> <p>(1) 登下校時の児童の見守りの現状について伺う。</p> <p>(2) 登下校時における交通事故や犯罪をなくすための地域との連携強化について伺う。</p> <p>(3) ながら見守りの推進について伺う。</p>

		(4) 登下校見守り者の心得等について伺う。
5	宮原伸一 (5)	1. 地域猫について (1) 市などに対する地域猫の苦情内容や件数、また苦情にはどのように対応しているのか伺う。 (2) 不妊去勢手術費補助金の申請、交付状況について伺う。また、その他に地域猫に対する県や市の補助があるのか伺う。
6	橋本健 (17)	1. クラウドファンディングとふるさと納税について (1) クラウドファンディングの過去の実績について 本市では、ウクライナ避難民学生に対してクラウドファンディングで寄付金が集まったが、これまでの実績について伺う。 (2) 本市のふるさと納税の状況と課題について 毎年、順調に伸びてきており目標達成してきている。しかし、その中身は、太宰府の商品というより、福岡に依存した返礼品の傾向が強いが、現在の状況と見解について伺う。 (3) 今後の事業展開について 返礼品は商品だけでなく、太宰府観光資源の活用やイベントを組み込んだ方法も考えられるが、今後どのような企画を準備されているのか展開について伺う。
7	笠利毅 (11)	1. 個人情報保護条例の改正について 太宰府市個人情報保護条例の改正が必要となっているが、今後の改正に向けての予定及び改正にあたっての市の姿勢を伺う。
8	今泉義文 (3)	1. 子ども達の健康状態管理について 斜位や斜視に気付かず、小学校や中学校生活を送っている児童生徒がおり、高校生や大人になって気付く人もいるようである。早期発見することにより対応できることもあるので、子ども達の検診環境改善の観点から2点伺う。 (1) 乳幼児健診や学校での斜位や斜視を含めた目の検査の実施状況について (2) スポットビジョンスクリーナーの活用について 2. 交通事故多発地点の改善について 交通事故は、いつどこで起こるか分からないということも考えられるが、事故多発地点も存在している。太宰府市内での交通事故発生件数減少の観点から2点伺う。 (1) 交通事故多発地点の情報収集体制について (2) 交通事故多発地点の取り組み予定について ① 梅香苑通り（梅香苑、緑台、高雄の区境付近） ② 梅香苑公園交差点

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	タコスキッド	議員	2番	馬場礼子	議員
3番	今泉義文	議員	4番	森田正嗣	議員
5番	宮原伸一	議員	6番	入江寿	議員
7番	木村彰人	議員	8番	徳永洋介	議員
9番	舩越隆之	議員	10番	堺剛	議員
11番	笠利毅	議員	12番	原田久美子	議員
13番	神武綾	議員	14番	陶山良尚	議員
15番	小島真由美	議員	16番	長谷川公成	議員
17番	橋本健	議員	18番	門田直樹	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	楠田大蔵	副市長	原口信行
教育長	樋田京子	総務部長	山浦剛志
総務部経営 企画担当理事	村田誠英	市民生活部長	中島康秀
健康福祉部長	川谷豊	都市整備部長	高原清
観光経済部長	友添浩一	教育部理事	堀浩二
総務課長併 選挙管理委員会事務局長	佐藤政吾	経営企画課長	轟貴之
総務課秘書担当課長兼経営企画課広聴 広報担当課長兼シティプロモーション担当課長	杉山知大	文書情報課長	高原寿子
防災安全課長	竹崎雄一郎	環境課長	高野浩二
福祉課長	井本正彦	建設課長	齋藤実貴男
学校教育課長	鳥飼太	スポーツ課長	大石敬介

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	木村幸代志	議事課長	花田敏浩
書記	三舩貴市	書記	井手梨紗子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

ここで議員8名退場のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時00分

○議長（門田直樹議員） 会議を再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（門田直樹議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

9番船越隆之議員の一般質問を許可します。

〔9番 船越隆之議員 登壇〕

○9番（船越隆之議員） 議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い、総合体育館の指定管理について、営繕工事の費用について、3点お伺いします。

1点目、アリーナ2階用具倉庫のスチールドアクローザー2か所の取替え工事について伺います。

市民の方が資料開示請求された工事費の見積りを拝見させていただいたところ、30万2,500円という金額の記載がされていました。ドアクローザー2か所の取替えにはは工事費が高額過ぎるのではないかと思い、この金額が妥当なものか、それを基に私なりに種々の比較検討をいたしまして調べてみましたところ、やはり高過ぎるのではないかと思い、執行部の見解を伺います。

2点目、受水槽清掃費用について伺います。

清掃費用については20万640円支出されていますが、一般的な清掃費用がどのくらいなのか、これも私なりに比較して検討しましたが、見積りの精査はなされているのでしょうか。1点目と同様、見解をお伺いします。

3点目、音響設備点検費用について伺います。

総合体育館の音響設備は、コンサートができるような設備にはなっていないと確認していますが、点検費が毎年236万2,800円支出されています。この音響設備の点検内容についてご説明をください。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（門田直樹議員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） おはようございます。

総合体育館の指定管理についてご回答いたします。

まず、総合体育館の営繕工事の費用についての1点目、2階用具倉庫ドアクローザーの工事費についてですが、扉の急な開放を制御するドアクローザーが経年の開け閉めにより故障したことから、指定管理者より修繕実施の事前承認伺いの提出を受け、スポーツ課で内容を精査した上で承認し、令和4年3月30日に指定管理者が修繕を行いました。

故障の原因は、もともと設置されていたドアクローザーの開き角度の限度が90度であったために、開閉の際に無理が生じていたと思われるため、開き角度135度のものに取り換えを行い、併せてずれが生じていた扉の取付けヒンジの調整等を行っております。

修繕料の精査につきましては、事前承認伺いに2社の見積書を添付させて価格の比較を行い、国土交通省の公共工事設計労務単価表などを参考に、金額の妥当性を確認しております。

部品の価格につきましても、カタログ等で定価を確認するようにはしておりますが、今回取り替えたドアクローザーについてはオープン価格であったため、定価が設定されている製品ではございませんでした。インターネットの通販サイトでは価格が安いものもあるようですが、附帯する保証サービスの内容も異なるといったため、額面価格だけでは判断できない面もあるところ、利用者の安全確保の観点から、品質の保証が得られる正規の販売ルートからの購入品としております。

議員ご指摘の点も踏まえ、製品と保証サービスの内容を精査しながら、引き続き適正な調達に努めてまいります。

次に、2点目の受水槽清掃費用についてですが、法令により年1回の受水槽の定期清掃が義務づけられていることから、指定管理業務において毎年9月に清掃業務を実施しております。業務内容といたしましては、有効水量62.5m<sup>3</sup>の2槽式受水槽内を1槽ごとに洗浄と消毒を行っており、指定管理者より提出される受水槽清掃実施報告書にて、作業内容と水質に問題がないことを確認しております。

受水槽の清掃費用につきましては、指定管理収支報告書により20万640円の支出報告がされており、当該受水槽の規模、構造から見て妥当な金額ではないかと考えておりますが、今後もご指摘いただいた点を踏まえ、費用の精査に努めてまいります。

最後に、3点目の音響設備の定期点検使用料についてですが、総合体育館に設置している音響設備の機能を良好に保つため、指定管理業務として年2回の音響設備の保守点検を行っております。

点検内容といたしましては、会議室、多目的ラウンジ、軽運動トレーニング室、アリーナに設置している各種の音響設備について、動作チェックのほか、測定器を用いた電氣的性能測定など専門的な点検を行っております。

保守点検に要した費用につきましては、指定管理収支報告書により236万2,800円の支出報告

があっており、技術者による専門的な点検を定期的に行うことで、トップアスリートを招いたスポーツイベントのみならず、トークショーや講演会、また保育園の運動会など様々なイベントが行える環境を整えることができいております。

今後につきましても、ご指摘いただいた点を踏まえ、経費削減の視点を持ちながら、総合体育館を利用される皆様が安全かつ快適に利用することができるよう、指定管理者等とも協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） まず、アリーナのドアクローザーの件ですけれども、この金額が妥当かどうかというのは、私なりに調べて、ドアクローザーの値段的には大体高いところで1万5,000円、安かったら8,000円とかというのがいろいろ出ています。それで、これを確認するために、私は業者の方に、実際どここのドアのクローザーを替えるじゃなくて、ドアのクローザーを替えたら実際どのくらい費用、工賃込みでどのくらいかかりますかと、二、三件の業者の方に確認しました。したら、大体2万5,000円からそのくらいだろうと、工賃込みでということですので、この見積書を見る範囲では、クローザーの部品1個が4万3,600円ぐらいのたしか単価が出ていたと思います。これは私は見たときに、工賃込みかなと思ったけれども、実際やったら部品だけの値段、それが2個。ということは、もうそこだけで9万円ぐらいの金額になります。そのほかに4万円という工事費を取ってあります、取付け費を。そしてまた、なおかつドアクローザー調整費として1か所2万円。あのドアクローザーの調整というのは、取り付けたときに、普通は調整はその時点でするはずなんですよ。新たにするものではないと思います。それにいろいろな経費を含めても、大体10万円か11万円ぐらいでできるんじゃないかなと私は思っています。それをこういう形の30万円という3倍近い金額で見積を提出されたものをそのまま支払うというのは、私はこれはいかななものかなと思っているんですよ。

こういうお金を、修繕費としてアリーナ自体は大体100万円ぐらい見てあります。その100万円の中に入っているとは思いますが、その100万円を最終的な決算でやらにするために、最終的にそこら辺を調整して金額を合わせるような見方でしか私は見てないんですよ。じゃないと、2月までぐらいの金額で66万円ぐらいの修理費だったです。それで、3月30日にこの30万円というのが上がって、100万1,480円という金額になっています。ということで、返納金がないということなんですね、太宰府市に対して。

私は、この修繕費とかそういうのは、私は返納金があればあつていいと思います。そうじゃないと、これからの太宰府の学校給食を含めいろいろな費用が出ていきます。だから、そういう中で少しでもそういう費用を返納してもらうこと自体は、当たり前なことじゃないかと思うんです。それを管理するのが市の役目。そして、それをできない指定管理者に対して指示するのも市の役目じゃないかと私は思う。どう思われますか。

○議長（門田直樹議員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） まず、ドアクローザーの価格につきましては、同じ型番でインターネット等でも我々も調査をしましたところ、最低でも1万7,600円ほどかかっております。

調整につきましては、先ほども申しましたとおり、ドアクローザーの調整ではなく、扉のヒンジの部分ががたついておりましたので、その部分の調整をさせていただいております。

工事費につきましては、指定管理料の中に100万円という予算を計上しておりますが、当然残金が出れば戻入していただくことになっておりますので、今後も経費削減の観点を持って、戻入のほうをしていただくようにこちらも精査してまいりたいというふうに思っております。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） このドアクローザーを取り付けるために、補強用の鉄板みたいなのが、あれはステンレスで見えてありましたよね、4か所かな。あれ、1枚が大きさが3.5cm×7cmやったかな、ぐらいだったと思う。厚みが2.3mm。そのステンレス製にしても、1枚がそんなに何千円もしやしませんよ。それで、2か所分で2万円出してあるということは、私もいろいろなあれを見るけれども、ステンレスのそういう、このくらいのステンレスで1枚何千円という単価というのは、幾らステンレスであってもちょっと考えられないんです。

だから、そういうふうな部品に上乗せした金額を出して、帳尻を最終的に合わせるみたいなこの見積りというのは、私はちょっと納得できないんですけれどもね。そのところの説明をお願いします。

○議長（門田直樹議員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） 見積りについては2社、指定管理者のほうからさせていただいております、その中で金額のほうを査定、審査しておりますが、やはり議員ご指摘のとおり、そういう金額についてはしっかりと精査してまいりたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） そうなんです、業者の方から2社見積りが上がっていることを私も知っています。1社は今回の30万1,500円、相見積りを取られた業者に対して33万3,000円と上がっていますよね。その最初の見積りの30万円の方が取られるためには、それより高い金額を出さないと取れないはずですから。

それは私も議員になる前までいろいろな商売してきたので、相見積りの取り方もいろいろ分かりますけれども、これは民間であれば許せる部分はあるかと思えます。でも、公共の施設の場合、そういうやり方というのはちょっとあり得ないんじゃないかと。最終的に100万円に合わせるための帳尻合わせは、これはあってはならないことじゃないかと思うんですね。そのところは管理者としてしっかり精査してチェックして、指定管理者に見積りを出させる、出た中でお互い精査しないと駄目じゃないですかね。いかがですか。

○議長（門田直樹議員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） 施設の修繕につきましては、施設及び設備、機器が適正に安全に使用できるように行っておるものでございますので、見積りについてもしっかりと精査しまして、

見積りについては適正な価格であるというふうに考えておりますが、今後につきましてもしっかり精査してまいりたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） この金額があくまでも適正と思われるわけですね。それではそれでいいですけれども。

ドアクローザーが壊れた要因として、これは角度が90度の角度がどうのこうのってありますけれども、これは最初に出来上がったときに、そのドア自体は90度の開きで、それでバスケットゴールあたりを出し入れするのに、それでオーケーじゃなかったんですかね。それで、バスケットゴールなんかを出すときに、ドアを壁にぶついたりしてドアが凸凹になったりするのは、これは利用する方々に任せ過ぎで、指定管理者として誰も立ち会ってないということでしょうね。だから、こういう事故というか故障が起きてくるんじゃないですか。そここのところはどさされてますか。

○議長（門田直樹議員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） 指定管理者に対しましては、日常から施設を大事にすることを意識づけるために、施設が毀損しないように心がけること、また修繕を行う場合は、できるだけ安価な方法で行うことなどを、口頭ではございますが指導をしておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） このドアクローザー及びドアノブの修理が平成29年かな、令和元年ぐらいから毎年ドアノブの交換、ドアクローザーの交換が毎年のごと出ています。そんなに壊れるんですか。これはどういうふうに思われています。

○議長（門田直樹議員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） 同じ箇所が壊れているわけではございませんで、ドアが幾つかありますので、そのドアがそれぞれ壊れているという状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） 確かにドアは1つだけじゃないですけども、ただ私が言いたいのは、ほかのドアにしても何にしても、そういう指定管理者がついて、品物を出すときに、バスケットゴール自体も壊れてもいけないし、ドアが壊れてもいけないし、太宰府の公共の施設なんですよ。そういうものを壊すようなことが起きちゃならないから、指定管理者にちゃんと管理しなさいというのが、通り一遍の当たり前の行為じゃないですかね。それを見落としたりから、こういう故障とかがしょっちゅう、壊れたりとかがしょっちゅう、年々起きてくるんじゃないですか。そこはどうですか。

○議長（門田直樹議員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） ご指摘ありがとうございます。施設につきましては、やはり大切に長く使っていくことが大事だと思っておりますので、指定管理者にはその旨指導したいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） 確かに指定管理者に指導せないかんのやけれども、これはあまりにもそういう故障とか取替えの工事が多過ぎるんですよ。そのところはもう少しちゃんとしたチェックをしてないということが要因で、こういうことが起きてきよるとというのが現状じゃないかと私は思っております。

今後やっぱりこういうことをなくすためには、市としても指定管理者に対しては厳しい指導をしなきゃ、これは一向に直らないような気がしますけれども、今後どのような指導をしていきますか。

○議長（門田直樹議員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） 指定管理者とは毎月定例で定例会議を行っておりますので、その中でもしっかりと指導してまいりたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） そういう一定の会議は行ってあると思うんですけども、それにしても、あまりにもこういう故障とか修理のあれが出てくるということ自体は、その会議の中で指定管理者に対して、指定管理者自体がそのところをちゃんと理解してないんじゃないですかね。これ、市のそういう運営費の中のあれだから、自分のお金じゃないから、見積りが上がった分は出していいよと、払いなさいというような安易な見積りを精査するんじゃなくて、そのところは厳しい目でやっぱり見ないと。今後は太宰府自体が、市自体がなめられますよ、業者に。そういうことがあっちゃいかんじゃないですかね。私は常にそう思っています。

だから、今回この質問をするのに対して、私も文章を書きながら、ちょっといらいらしていました、正直言うて。あまりの情けなさに。これはまずいですよ、今後こういうことが続くと。だから、これは今後二度と起こらないような指導の仕方をしていただきたいと思います。

1点目に対してはこれで終わります。

2点目、受水槽の件ですが、受水槽の清掃については、1t当たりが大体1,000円の単価です。それで、62.5tということは、6万2,500円。それにプラスの1万5,000円か1万6,000円の基本料金というのが加わります。それにプラス水質調査、これが7,000円から8,000円。多分化学検査だと思いますけれども、大体十二、三項目あるはずですよ。それを含めても10万円か11万円かなと。それも約20万円出ている。ということは、どういうふうに、これも適正と思われませんか。

○議長（門田直樹議員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） 受水槽の清掃費用についてですが、先ほども申しましたように有効水量62.5 $\text{m}^3$ という受水槽でございまして、しかも2槽式という構造になっておりますので、この構造規模からいいますと妥当な金額ではないかというふうには考えておりますが、ご指摘いただいた点も踏まえまして、今後もしっかり精査してまいりたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） これが1槽式だろうが2槽式だろうが、水槽を掃除することにはそう変わりはないんですね。ただ、2槽式だから高くなりましたよ、1槽式だから安いですよという問題ではないと思います。これは1t当たりの単価が出ていますので、これが2槽式だろうが3槽式だろうが、そのトン数によって単価が出ていますので。それを2槽式だから高くなりました、1槽式だから安くなりました、あり得ない話です。これをもう少しちゃんと精査してもらいたいと思います。今後の指導の中で、それも含めた上で指導してほしいというのが私の考えでございます。

それから、これはこれでもう終わります。

3点目の音響設備の保守点検、年に1回ですかね。これ約236万円出ています。いろいろな点検をするに当たって、ここはコンサートとかそういう音響設備じゃないはずですよ。ならば、いろいろな点検するに当たって、236万円というのは、どれだけの人数を入れて点検しているのかなど。そんなにかかるのかなということなんですよ。ちょっと疑問に思うんで、もう一度ご回答をお願いします。

○議長（門田直樹議員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） 音響設備の保守点検につきましては、先ほどもご説明したように、かなり専門的な調査、保守点検を行っております。動作確認だけでなく、電気的な専門な調査をしておる関係で、このような金額になっております。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） 確かに専門家がしないと点検はできないはずですから、それは当たり前のことであって、これ約230万円を捻出するに当たって、したら、何日間かかってこれ点検されているんですか。1日で終わっているんですか、1週間かかっているんですか。どうぞ。

○議長（門田直樹議員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） すみません、正確な日数は把握しておりませんが、1日ではなく、数日間行っているというふう聞いております。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） 何日間か把握しないって言われますけれども、報告書が出ていますよね。たら、その報告書にとって何月何日、何月何日って出ているはずなんですけれども、それをトータルすれば、何日かかったかというのは分かるはずなんです。そこのことを把握していないというのは、ちょっと市としてはおかしくないですか。じゃないと、多分10人で10日かかりましたというんやったらまだ分かりますよ。でも、1人で何日かで、1週間かかったって、230万円かからないでしょう。経費を入れたって、そんなにかからないと思いますよ。そのことをもう一度ちょっと説明してください。

○議長（門田直樹議員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） 大変失礼しました。保守点検でございますが、点検日は2日に分け

て点検をしてございます。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） 2日間を何人でされておるんですか。

○議長（門田直樹議員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） 申し訳ありません。人数まではこちらにちょっと報告に上がっておりません。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） こういう点検とかというのは、最終的には市のほうでチェックをしなきゃいけないと思うんですね、金額が大きいなら大きいなりにですね。しなきゃいけないと思います。人数が分からないというのは、ちょっとあまりにも残念なことですね。

だから、こういう問題が起きないように、なるべく返納金というのが少しでも出るようにして、市のほうに戻さないと、今後の市の運営としていろいろな問題がかなり出ていく、お金が出ていくそういう、学校給食の問題とかあるから、そのことはもう少し丁寧にチェックして、真剣に向き合ってもらいたいというのが私の思いでございます。今後どういうふうにされますか。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） いろいろご指摘ありがとうございます。

保守点検につきましては、いろいろな状況によっては特別な加工、それから調整、それから消耗品等が必要になる事情もあるかとも思います。ご指摘の件につきましては真摯に受け止めて、再確認した上で、今後も適正な、適切な維持管理に努めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） 副市長が答えられたんで、副市長にちょっといろいろな形で申し上げたいと思いますけれども、副市長の立場として、やっぱりこういうのは常々チェックしてないと、大きな問題になってくると思うんですね。太宰府のそういう財政的な問題も出てくるし、業者からも、今さっきも言ったように、太宰府市は、高い見積りを出したって、甘いから通るよというような、私が感じるのはいくらなんでもそういうところなんです。私もそういう事業をしてきて、そういういろいろな経験をしてきたから、そのところは分かるんですよ。これが帳尻を合わせるための金額なのか、普通に当たり前のちゃんとした金額なのかと。

3月の末に帳尻合わせみたいな約30万円の、そしたら100万1,480円になりましたと、返納金はゼロですと、あり得ないでしょう。20万円残ったら残ったで、返納すりゃあいいじゃないですか。あってもおかしいことじゃないでしょう。何でそういうことをしないのかなと思って。したら、1,900万円年間運営費として預けているから、全部使っていいですよということですか。そういうことじゃないでしょう。そのことをちょっと副市長答えてください。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 市の手続としては、所管もきちんとした手続でやっているということは、これは間違いないことだと思います。ただ、どうしてもそこら辺で精査するということの確認をさらに体制を考えながら、どういうふうな形でそれが適正かどうかという判断をする、その方法とかを今後とも考えてまいりたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） 業者に相見積りを取るにしても、私、その業者、2業者知っていますよ。知っていますけれども、同じ業者が2回、3回、同じ相見積りを出しちゃったりしていますね。それはおかしくないですか。もう少し業者を替えるなりして、別の業者にさせることもできるんじゃないですか。

それと、この業者を選定するためには、誰が業者を選定しているんですか。管理会社ですか、それとも市ですか。管理者ですか。

○議長（門田直樹議員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） 見積りにつきましては、指定管理者のほうで徴取しておりますが、できるだけ市内の事業者には依頼するようというようにしております。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） じゃあ、市内の業者でいろいろな形でそういう公共事業のあれを回そうと思うのはよく分かりますが、同じ業者ばかりというのはいかがなものかなと思う。1回したら、次は別の業者って。したら、別の金額が出るかもしれない。当たり前金額が出るかもしれない。それをされてないというのが、私が不審がって言っとるわけですよ。そこは誰が見てもおかしいと思いません。同じ業者が何年にもわたって相見積り出し合ったりしとれば、普通思うでしょう。癒着があるんじゃないのって。それは今の太宰府としてはあっちゃならんことですよ。

そういうことを指摘されないように、やっぱり業者を毎年順繰り、業者がある程度は市の仕事ができるような、営繕で何にしてもできるようなやり方をしないと、こういう同じような見積りが出て、同じような業者が出すと。それはちょっと考えられないので、今後そういうことはちゃんと精査していただけますか。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 指定管理の趣旨からいえば、当然指定管理者の中でそういうふうな営繕業者を選ぶというふうな、そういうふうな決まりにはなっているんですけども、ただそういうふうな決まりの中でも、本市がどれだけ指導できるかということについて、今後とも考えていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） 指定管理者が選ぶにしても、指定管理者と地元の業者というのはそんなに付き合いがあるのかな。それとも、私は市のほうがその業者とは付き合いが多いかと思いま

すけれども。だけん、そのことをやっぱり疑われないように、今後精査するなり、指定管理者に対しての、逆に言えばもう教育ですよ。やってくれと、ちゃんと。だから、市民からこうやっていろいろ疑われたりするよと。

それはほかの、よそのことはあまり言いたくないんだけど、春日とかあいうところはちゃんとしていますよ。点検報告書を出すにしても何にしても、ちゃんと出ています。それがなされてない部分が太宰府にはあるから、ということは、チェックが漏れているということなんです。そのチェックが漏れているということは、太宰府にとって大きな損ですよ、将来的に。

太宰府はやっぱり、太宰府の営繕にしても何にしても厳しいもんなって。ばってん、損はせんよねって、変な言い方が。当たり前金額を出しとけば、それよりたたくことないんだから。入札でもそうでしょう。

だから、そこをちゃんと、こうしてスポーツ課に出しても厳しいもんなと言われるぐらいでちょうどいいんじゃないですか。僕は業者から好かれる必要はないと思います。業者にある程度厳しくしながら、緩めるところも緩めてしとかんと、甘いばかりやったらこうやってなめられて、大きな金額が出てきて、10万円しかできないのが30万円の金額が出てきたりするわけですよ。それを今後、副市長も含めて指定管理者に対してよくよく指導しとっていただきたいと思います。

これをもって私の一般質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員の一般質問は終わりました。

ここで10時45分まで休憩します。

休憩 午前10時34分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時45分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番小島真由美議員の一般質問を許可します。

〔15番 小島真由美議員 登壇〕

○15番（小島真由美議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告いたしておりました機構改革について質問いたします。

市長をはじめ執行部におかれましては、社会情勢の変化に合わせながら、安定した財政運営の見直しを毎年柔軟に行っていただいております。これまで、中・長期財政については何度も質問させていただき、議論を重ねてまいりました。

人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎える2040年頃の自治体運営を見据えながら、顕在化する諸課題や、複雑化、多様化する市民ニーズに応えていくためには、盤石な組織体制が不可欠だと考えます。楠田市政2期目を迎えた今、機構改革、組織編成について2点伺います。

1 項目め、複雑化、多様化する市民ニーズに応えるために、地域共生社会の実現に向けた取組が求められています。公的支援の縦割りから丸ごとへの転換、地域住民が支え合い、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるまちづくりを目指して本市が大きな一步を踏み出すために、総合的、横断的な組織展開で相談支援体制を構築していくことが必要だと考えます。この観点から、機構改革への見解をお聞かせください。

2 項目め、行政の心臓部である財政運営を強化するため、財政係から財政課とする提案、市が直面する課題の整理解決のため、（仮称）公共施設アセットマネジメント推進室、（仮称）行財政改革推進室の設置について、およそ7年前から取り上げ提案しながら、自己研さんとしての研究も重ねてまいりました。

社会情勢に合わせた専門性や、適所適材の人事の必要性、組織の統廃合など、持続可能な行政経営の観点から、機構改革への見解をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 機構改革についてご回答いたします。

1 項目めの複雑化、多様化する市民ニーズに応え、地域共生社会の実現に向けた総合的、横断的な組織展開を行うための機構改革についてですが、近年、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加など、少子・高齢化や核家族化が進む中、自治会加入率の低下など地域のつながりの希薄化が進んでおります。また、貧困や虐待、家庭内暴力、ひきこもり、介護と子育てを同時に迎える世帯、高齢の親と無職の子どもの同居世帯など、複雑化、多様化した課題を抱え、多方面からの包括的な支援を必要とする人が増えております。

このような中、従来の支援体制のみでは、拡大するあらゆるニーズに対応していくことがますます困難となりますことから、令和3年、地域共生社会の実現に向け、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業が創設され、国において自治体における取組を支援することとされました。これは、高齢者分野、障がい者分野、子ども分野、生活困窮者分野ごとに組織されております体制について、属性や世代を問わない包括的な支援体制を構築し、相談支援と地域づくりを一体的に行っていくものであります。

本市では、昨年度、第4次太宰府市地域福祉計画を策定し、みんなで支え合い、一人一人に居場所と出番のある地域共生社会実現に向けた具体的な施策であります相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の実施体制の構築に取り組むとともに、本年度施政方針でも、行政と市民が連携し合う新しい公共の促進を図ることといたしており、総合戦略推進委員会、通称まちづくりビジョン会議などを通じ、活発な議論を進めているところであります。

このような様々な立場の皆様の意見を取り込みながら、地域共生社会の実現に向け、多様な困り事について一緒に考え、課題を明らかにして専門機関につなぐ福祉総合窓口の設置などの横断的な組織体制につきまして検討を重ねてまいります。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 次に、2 項目めの直面する課題の整理、解決のため、

(仮称) 行財政推進室や(仮称) 公共施設アセットマネジメント推進室などの設置や、適所適材の人事、組織の統廃合など、本市の持続可能な行政経営の観点からの機構改革についてですが、本市といたしましては、子育て支援課を新設するといった社会情勢に応じた機構面からの措置を講じるとともに、人事面の措置として、部局間のさらなる連携を企図した人事配置や人事交流や人材派遣による適材適所への人事配置を行うことで、各種多様な本市の課題への対応を行っているところであります。

しかしながら、今後想定される人口減少、高齢化の進行に伴う社会情勢の変化や公共施設の老朽化対策、安心・安全なまちづくりやデジタル化の推進、ゼロカーボンシティの推進など、アフターコロナも見据えた新たな行政課題に対し、各種施策を展開し、持続可能な行政経営を進めていくため、機構並びに人事の両面から積極的に検討を進めていくことが重要であると考えております。

先日開催いたしました行政事務改善委員会においても、機構改革の在り方について意見交換を行ったところです。

機構改革を進めるに当たっては、市民ニーズを柔軟かつ機動的に即するとの視点から、現場の一線で働く職員の声を丁寧に集約しながら、全体最適を見据えて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(門田直樹議員) 15番小島真由美議員。

○15番(小島真由美議員) ありがとうございます。

今回、機構改革につきましては、前市長の芦刈市長からの踏襲、そのまま今引き継いだ形になっております。この平成28年から平成29年替わるときに、相当異論も申し上げまして、議論もさせていただきましたが、そのことは後々お話をさせていただきますが、1項目めは、第4次太宰府市地域福祉計画、上位計画でありますこの計画に沿いながら質問をさせていただき、また2項目めにつきましては、財政面、また先ほど舩越議員からもありました本市が抱える諸問題を絡めながらの質問、最終的には総体的な機構改革の考え方という形で質問させていただきます。

それではまず、ご回答いただきましたけれども、福祉分野の物の考え方といたしましては、共生社会というようなことで、今国のほうが求めてまいっております。そもそも平成30年に地域包括ケアシステムという言葉が各自治体から上がりまして、これは国の方策といたしまして、地域包括支援センター、子育て支援センター、子育て包括支援センター、こういった包括的な支援センターの拠点、福祉の拠点を幾つかつくりながら、そしてそこを包括して面整備をしてまちづくりをしていこうということが、この地域包括ケアシステムということなのですが、そして令和3年度になりますと、重層的支援体制の整備事業という形に進化していくというところに、本市のこの今の組織編成が時代の流れに合っているのかどうかというところの疑問と、またこれは、私の中では組織編成をしていただかないといけないという思いで、今日機

構改革の質問をさせていただいております。

先ほどご回答にありました総合窓口、福祉総合窓口の設置として、横断的な組織体制について検討を重ねていくといったご回答をいただきました。この福祉総合窓口についても、ワンストップ総合相談窓口であったりとか、複合課題調整チーム型、この2つが大体あるというふうに言われていますけれども、どういうイメージでこの総合窓口を考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） お答え申し上げます。

社会福祉の分野におきましては、議員ご指摘の高齢者でありますとか障がい者、子ども、子育て家庭、生活困窮者など属性別、対象別の制度によりまして、これまで専門的支援が提供されてきております。しかしながら、現在個人が抱えていらっしゃる生きづらさとか、一つのご家庭の中で複数のリスクがある、こういったことが複合化、複雑化してきておりますケースもございますので、そういった公的支援制度が対象とならないような、いわゆる制度のはざまにあるケースなども含めながら、総合的な相談、気軽な相談ができるような窓口支援について検討をしてみたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） 健康福祉部7課1所13係、保育所1という組織体制でございます。

福祉課が2係ですね、生活支援課が2係、介護保険課が1係というようなことで、個々の主なところの課の業務の複雑さと、重層的な相談体制と横の連携と、かなり行政側からしたら高度な支援体制の充実を求められているということが、現実に迫っているということですね。

その中で、今様々、各課においては、生活支援課、手帳を持っている、持っていないというようなところでの精神的な方たちへの自立支援に向けた、グリーンコープさんとかも入っていただきながら、民間の力を借りながらさせていただいております。

ただ、やはりここで、例えば福祉課におきましても、障がい者基幹相談支援センターを開設してくださっているということなんですけれども、これは併設でも大丈夫ですので、これは義務ではなくて任意ということで、市のほうに国のほうからの方針が出された内容なんですけれども、ここが今現在どんな機能を果たしているのか、恐らく市民の方たち、知らない方たちもたくさんいらっしゃるし、どこが核になって、どこが総合窓口の主体になってというイメージがなかなかつきづらいいんですけれども、その辺のお考えをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 本市では、令和3年度に障がい者基幹相談支援センターを設置いたしまして、この中には社会福祉士や保健師を配置いたしまして、障がい者の皆さんの支援の中核的な役割を担っておるところであります。設置時期としましては、筑紫地区、同じ時期に設置をいたしているところがございますが、障がい者の方が気軽に生活の困り事などが相談でき

ますように、福祉課まで来ていただければ、あらゆるところにつないでいくというような機能を果たしておるといったところでございます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） そうですね、健康福祉部の中で横断的なのということもあると思うんですが、今多くの自治体では、こども家庭庁を来年のいずれかには開庁すると、ここを見据えながら子育て支援、また子ども未来部であるとか部にするとか、子ども未来課の中でも重層的にしていくとか、ここの部分を、今私たちのこの健康福祉部の中では保育児童課というところと子育て支援課という、子育て支援センターをつくりまして庁舎外にあるんですけども、この今2課ですというようなことですけども、この子ども・子育てというところの分野と、大人の方たちの生活支援、また障がい者支援、また障がい者にも子どもと大人と立て分けながら支援をしていく。

そういったところの考え方としては、こども家庭庁というのはステージごとに、妊娠、出産、新生児、乳幼児、それから児童、思春期という各ステージの中で伴走的に支援をしていきたいと思いますという流れがございます。ここの整合性を取るときに、本市としては、この健康福祉部、この形で、特に1課2係ぐらいの感じでいいものかどうか。これはちょっと部長のほうは回答しづらいと思いますので、もしよかったら副市長か市長のほうで答えたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） ご指摘ありがとうございます。当然、こども家庭庁ができるわけですから、議員ご指摘のことは本当にもっともで、前の議会からもご指摘をいただいております。やっぱりそういうふうな重層的な考え方というのは、職員一人一人の能力といいますか、そのスキルアップもしとかなないと、重層的な支援ができない。組織の人数とか組織の数だけでもなかなか判断しづらい面がございます。そこら辺を重々検討しながら、どれぐらいの組織体制がいいのか、いつそういうふうな組織をつくっていくのかということも含めながら、今後考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） まず、1項目めのこの福祉の分野の視点からというのは、まさにそこでございます、今回地域福祉計画という上位計画をおつくりになって、これが令和8年までのこの期間の間に、どうやってこの計画を進めていこうかとする組織になっているかどうかという見直し、またこども家庭庁ができるという前提の中で、本市がそこに向かった組織体制をどうつくるかという視点、この2点から、今回のこの1点目は質問をさせていただいているわけなんです、今副市長がおっしゃってくださったみたいに、何が足りないかということ、やはり人材だと私も思っていて、その人材ということも専門職。専門職の考え方というのを、少しやはり市の中で考え方を変えていかないといけない。もともと人事というものの在り方を少しやっぱり考えていかないといけないということで、先ほど私は適所適材ということを申し上げ

ました。今これは民間企業は、適材適所ではなくて適所適材というところで、即戦力になって、そこから教育、次の時代への育成ができる体制を取るといような、やっぱり継続的な太宰府市の庁舎内での相談体制が、いつ行っても、何年後でもきちんと熟練した方たちからきちんとした重層的な相談が受けられるといった、そういうところにはやはり専門職が必要だと思っています。

私ども常任委員会で視察に行きますと、やはり先進地は課長、課長代理、係長という方たちは大体福祉関係は5年から10年スパンで、もうずっとそこで業務を担当するために人事としてその配置をされたような人たちばかり。ここは一般職と専門職の多様な考え方というのは、この太宰府市がつくっています人材育成基本方針にもきちんと載っていますね。専門職の人材育成というところで、専門職と一般事務職の連携の深化というようにも書いてありまして、専門職の配置ポストの多様な拡大を検討しますということは、まさにこれは技術職だけではなくて、こういった今、1階窓口で様々な複合的な相談に来られたときに、きちんと相談ができる体制のためには、この専門職の多様な考え方、だから中途採用でも即戦力で、その方の力を借りながら、経験と知見を借りながら、市役所の中で力を発揮していただく。そんな人事もこれからは本当に必要になってくる、待ったなしのやり方ではないかと思えます。その点についてお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 福祉分野におきまして専門職の必要性が高まっているということは、もう私どもも重々承知をしております。そのため、令和4年度より福祉課に保健師、子育て支援課に社会福祉士を配置してありまして、専門的な知見を生かしながら業務に当たってくれております。今後も必要性を考慮しながら、適切な配置を行っていきたいと考えております。

また、専門職の年齢構成につきましても、議員ご指摘のとおり年齢構成にちょっといびつさがあるということで、それを解消するために、採用試験を行う際には、年齢要件等も拡大するなどして対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。やはり、今ちらっと言いましたけれども、障がい者基幹相談支援センターだけを考えても、国としては主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、平成30年からは主任相談支援専門員がということも位置づけられるということで、様々な相談員のバリエーションも必要であるということまで、今そんな流れにもなっていますので、1課に1人配属したからという時代ではないと。それほど相談件数も多いし、それほどやはり市民の皆様方のご相談内容も多岐にわたっている。そういう意識をまず変えていただきたいかなというふうにちょっと思いましたので、すみません、人事の在り方についてももう一度検討していただきたいと思っています。

この地域福祉計画の中で、社会資源の捉え方として、やはり地域共生社会の中でいくと、幾

つか社会資源が分かれていますということで、これは市役所だけの公助だけではなくて、共助というところでは自治会に頼るところが非常に重要であるということも含めて、地域共生社会ということなんですけれども、これは先日、馬場議員のほうからも質問いただきまして、本当にそのとおりだという思いでお話を聞いておりました。

やはり平成28年、芦刈前市長が機構改革をする前は、地域健康部と市民福祉部と2つに分かれていたんですけれども、その中で地域づくり課、ここが地域コミュニティ係といきいき推進係という形で、地域というところでのベースになる課だったんですね。今はどこにあるかといいますが、これは総務にあるんですが、総務部に地域コミュニティ課、1課1係というところなんですけれども、これで地域を巻き込みながら、自治会を巻き込みながら様々な展開ができるかといったところが、一つの大きな組織機構改革、組織編成の肝になってくるのかなとも思います。

なので、この組織編成を見た中で、まず1課1係が非常に多くて、私も本当にこれでいいんだろうかということも相当その当時言いましたし、集約できるところは集約をし、また重層的にするところは重層的にするという、コンセプトがあまりにもなさ過ぎる組織編成だということで申し上げましたが、どうもこれがこのままずっと踏襲されているということなんです。

なので、ぜひもう一度この組織機構図をご覧ください、しっかりと福祉分野についてはどうやったら重層的にできるのかというところは、これはどこの市も今、実は機構改革を今年度から始めていたりとか、この二、三年、急に増えました。やはりそういう団塊の世代が75歳になるという目の前にある時代、また大きく国のほうもこども家庭庁をつくるという流れ、また市民の皆様を見れば相談が多岐にわたる、そういったことも含めて、コロナを機に随分と、やはりこれじゃあいけないということで、各市が機構改革を始めたということだろうと思っています。

私も今回の質問をするに当たり、50か所以上の市の組織図を全部見ました。やはりいろいろなことを本当に、ここでは割愛しますが、いろいろなことをやはり考えさせられました。しっかりとその辺の皆さん方の意識の中で、福祉分野をどうやって進めていくかというところを考えていただきたいと思います。

1つは、現場の職員しか、どうやったら横断的にできるかという解決策は持っていませんので、A案、B案、C案、幾つか案を出されたものを上層部がしっかりと検討する、こういうことで機構改革を進めていくに当たっては、ぜひともこれをしていただきたいと思います。この点について、すみません、お願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） これまでお聞きしておきまして、非常に大切なご指摘だと認識をしています。

それで、反論するわけでもないんですけれども、反論になるかもしれませんが、平成28年から平成29年の芦刈市長時代の機構改革を踏襲と言われましたけれども、私自身、決して踏襲を

しようと思って、それがいいと思って続けているわけでは決してなくて、それをあまり言い過ぎるのもよくないかもしれませんが、私が思ったことは、やはり芦刈市長時代に限らず、機構改革が非常に逆に多過ぎて職員が右往左往した、市民も分かりにくくなった、議会からもご指摘を受けてきた、そうしたことを逆に感じていたものですから、私が少なくとも1期目は、こうした機構をできるだけいじらずに、今いる職員なり新しい職員と共に、そうした横断的なのか、有機的なのといいますか、機動的な、様々な増えゆく市民ニーズに応えていくために、いわゆる機構というよりは中身のソフト的な面で何か実現ができないものかということで、知恵を絞ってきたところでもあります。

あわせて、国を見ましても、官邸機能がかなり強化をされてきました。これはやはり、民主主義の必然として、国民から選ばれた総理が最終的には様々なニーズを吸い上げて、そして時の政権の公約に従って、機動的に、物事を横断的に、省庁の縦割りではなくて実現するという大きな目的があってそうなってきたと思いますので、そうした意味では、地方自治体はさらに直接に選んでいただいて、4年間の期限の中で実現をしていくという意味では、私自身がこれまで以上に市民ニーズに非常に耳を傾けながら、それを機動的に実行していく、能動的に実行していく。そうした意味でも、市長部局といいますか、私自身の周りの部分もできるだけ強化をしたいとも思いながらやってきたということもございます。

ただ、いずれにしましても、そうしたことの中で、結果として大きな機構改革はせずにやってきましたけれども、ご指摘のように今の時代からしても、様々な予期せぬコロナ禍などもありましたので、そうした中で、デジタル化などもありますので、そうした中で、今こそ大きなダイナミックな機構改革をする時期が来た。私も2期目にも入りましたし。そうしたことの中で、何かしら動かしていかなければいけないということも改めて感じているところでもありますので、今後ご指摘をいただきながら、結果につなげていきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） 誤解があって大変失礼でございました。1期目というのは、やはり外に打って出ることも大事、知名度を生かして、ふるさと納税等もそうですし、必死になって外に向かったの外交戦も張られながら、また今の組織をじっくり見ていながら、どこに課題があるかを見ていくのも1期目ということで、今回、私も楠田市政2期目に当たったの組織編成または機構改革ということで申し上げさせていただきたいという思いでございますので、大変失礼をいたしました。

また、今回のこの機構改革におきまして、この2項目めの視点につきましてなんですけれども、これは先ほども舩越議員からありました、昨日は木村議員からもありました。大変、これは私も10年前から公共施設アセットマネジメントというところには焦点を合わせながら、長い間かかるであろうという自分自身の研さんとして、ずっと方向性は持ってきておりました。

10年前に福岡市がアセットマネジメント計画をつくりながら、先進地からはやはり10年遅れている、遅れるところは10年遅れるんだなということを思いながらここまで来たんですけれど

も、この公共施設につきましては様々な業務があります。先ほど舩越議員からありましたように、指定管理者とか、また民間委託業者とのやり取りを、日常的な点検業務とか清掃業務をどうするかというようなこと、こういったところに市がどうかんでいくかというのも、先ほどスポーツ課長がずっと回答されていましたが、そもそもスポーツ課の事務分掌の中には、それこそ一番大事なところはスポーツの推進ですよね。ここは本当は社会スポーツであったり、またスポーツの推進の柱になるべきことなんですけど、本市の場合はどうも整備のことについてのボリュームが多過ぎる。

ましてや今、以前は教育部にはなかったんですけども、今スポーツ課が教育部にありますね。なかなかこの違和感というのは拭い切れずにまだおりますし、その辺のスポーツ課がこういう質問のやり取りをしなければいけないのかというところ。

だから、事務分掌もきちんと立て分けながら、業務の一括の中で、市民が今、やはりこういうところは削減していかないといけないという厳しい目と、そして時間も労力も使いながら調査をされながら指摘をしているということは、ありがたいことなんですけど、ここをじゃあどう受け止めて、この公共施設の管理運営で削減をしていこうかというときには、やはり別建てで、公共施設の課でも係でも室でも何でもいいんですけども、やはりつくっていきましょうよということを再三申し上げてまいりました。

ここに専門職を入れながら、技術系専門職を入れながらやり取りをして、一々スポーツ課から誰かが行くとか、いろいろな課から誰かが行くとかということをやらずに、包括的な管理運営というところが、今各市がやり始めました。

春日市が今年度からやり始めて、九電とこれは提携をして、九電グループさんが入り込んでこういうことを、清掃とか点検業務とか修繕とか、そういったことも全部この契約先がやります。それを受けるのがアセットマネジメント、やっぱりそういう部署をつくっているんですね。だから、受皿になる組織体制が必要じゃないですかということをおっしゃっているんです。

この件についてももう一度お聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 議員おっしゃるとおり、公共施設、最終的には再編という話になるんですけども、公共施設を再編するということは、すなわちその管理体制も再編していくというのは、もうおのずと見えてくるわけでございます。

いろいろな他都市も先進地もございますので、それも確認しながら、どういう管理体制がいいか、今後とも研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ぜひ、今包括的な管理運営ということが主流になってきてございますので、しっかりと本市においてもそういうところに視線を向けながら、複数の公共施設を包括的に管理をしていこう、そしてもう一つは、今度はどうやって総重量を減らしていくのか、

統廃合をどうしていくのかというような部署、これも恐らく公共施設についてはこの2本柱でやっていく必要があるかと思しますので、効果的に行うためには、一々、各課からいろいろな人が行って点検、設備が、ここが不備があるということも、よくそれだけの業務ではない課が行ってというようなことというのは、もうやめていったほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

その件についてもしっかりと、もし機構改革、また組織編成をされていく上では、財政係を財政課というところの回答は得られませんでしたが、この辺も含めて、本市の心臓部である財政運営、行財政改革をどこでじゃあ議論をし、どこで決定権が発生をし、どこで全庁的に取り組んでいくのかという一つの大きな組織体制になっていないということを認識をしていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

もう一つ、教育委員会部局におきましても、非常にこれはよそと比べると、春日市はもう教務課、学校教育課、地域教育課、様々やはりきちんと分けながらあっているんですけども、本市もやはりこのスポーツ課というのが教育委員会部局にあるというところが、どういう理由でこのままずっとあるのかもよく分からない状態なんですけど、市民の自治会との、また介護予防との企画、様々なバリエーションをやっていこうと思えば、どうもここは地域コミュニティ課であっていいんじゃないかとか、健康福祉でもいいんじゃないかとか、様々思うところもありますので、ぜひお願いをしたいと思います。

組織図の中でもう一つだけ言わせていただきたいのが、国際・交流課、観光経済部に観光推進課、国際・交流課、産業振興課の1課1係が3つ並んでいるんですね。だから、1課1係が悪いということではないんですが、当時の市長が国際・交流課をここに入れた理由は、私にはさっぱり分かりませんということをずっと申し上げました。

この事務分掌を見ましても、姉妹都市、友好都市の交流であるとか、ここの太宰府市に在住の、今人口約500人ぐらいでしょうかね、外国人の方たちの通訳であるとかサポートであるとか、多文化の交流であるとか、そういったことをやっていこうというところ、国際交流協会と共にやっていこうというところなんだろうけれども、これがインバウンドとは違うんですよということを再三、以前も申し上げながら議論したんですけども、ここも非常に違和感があるところで、太宰府市に住んでいらっしゃるところの国際・交流課というところの役目というところは、コミュニティの場所でなかろうかというふうなことを思いますし、いろいろな部署で、課で、すごく不思議な、クエスチョンマークがつくようなそんな組織図であるかなというふうに思っています。

まだたくさんあるんですけども、一々、指摘するような時間はありませんし、そういうつもりもございませんが、今現にこの組織図の課長さんなりは、自分たちの事務分掌を本当に一生懸命、何とか全うしないといけないという思いで、コロナ禍の中で頑張ってくださいますが、もっと本当ならば市民に還元できるような組織編成ができるのではなかろうか。そういうジレンマもありながら、もしかしたら課長さんたち、係長さんたち仕事されていращ

やるかも分かりませんので、そういう現場の声から出来上がった組織編成にぜひしていただき
たいということだけお願いをいたしたいと思います。

最後にもう一つだけ、インターンシップ制度ということで、せっかくここ太宰府には大学生
がたくさんいらっしゃいますが、総社市は96名、今回インターンシップで、今日はこのお二人
が秘書係ですということでツイッターが上がってございましたけれども、そういったふうに、せ
っかく大学生がいらっしゃって、次のいい人材という形、またその方たちにもいい経験を積む
ということでは、インターンシップ制度で市役所の、特にこういう福祉部とか子育てとか様々
な部署で経験を積んでいただく、こういう発想はいかがでございましょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もちろん大変重要な発想というか、よい発想であると思います。それで、現
に地元の大学生で、私もできるだけ期間中に会うようにしていますけれども、まだ数が少ない
んですけれども、インターンシップで来てくれている学生もいます。

一方で、意外と地元の大学出身の職員が少ないんですね。ですから、そのミスマッチがど
こにあるのかというのも分析しなければいけません、いずれにしましても、まさに大学が短
大と合わせて5つありますので、高校も4つありますので、そうした方々との連携をさらに強
めて、インターンシップ制度をさらに強化していくということは、非常に重要だと考えており
ますので、前向きに進めていきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） 大学生が地域の中に、自治会に入るとするのは、なかなかちょっと
ハードルがやっぱり高いので、やはりその橋渡しになる市役所と一緒に連れて自治会を回ると
か、そういったことでインターンシップ制度をしっかりと活用していただきたいと思います。

以上で一般質問を終了させていただきます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員の一般質問は終わりました。

ここで11時35分まで休憩します。

休憩 午前11時24分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時35分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番森田正嗣議員の一般質問を許可します。

〔4番 森田正嗣議員 登壇〕

○4番（森田正嗣議員） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、あらかじめ通告し  
ておりました2件につきまして質問をさせていただきます。

1件目は、総合計画の請願採択を受けてということで、令和4年の第2回定例会に提出され  
ました請願第2号「第六次太宰府市総合計画」の策定に関する請願書」というのは、定例会  
において採択されたわけでありまして、市長におかれましては、総合計画策定にどう向き合わ

るのか、ご見解を伺いたいところでございます。

2件目でございますが、自治基本条例の取組についてでございます。

太宰府市自治基本条例審議会は、自治基本条例第29条に基づく条例見直し作業を行い、その結果として、令和3年8月12日付で答申を出され、本条例の運用の改善を求める提言をされております。今回、そのうち情報共有の分野について、改善の取組についてお尋ねをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 1件目の総合計画に係る請願の採択を受けての、市長におかれては総合計画策定にどう向き合われるのかについてご回答いたします。

請願の趣旨は、市政運営における基本指針として、全ての計画の最上位計画であるとされる総合計画を策定していないこと自体が自治基本条例に違反しており、策定を求める内容と承知しておりますが、前提といたしまして、平成23年の地方自治法改正により、総合計画の法的な策定義務はなくなっております。

また、総合計画等について規定する自治基本条例第18条では、基本構想及び基本計画を策定する場合における市民参加と議会の議決をする場合という仮定の条件として規定されているにとどまることから、総合計画の策定自体が条例上の義務とまでは言えないと考えてもおります。

とはいえ、市政をより発展させるための指針を持つことの重要性は、当然認識しておりまして、当時のベスト・アンド・ブライテストたる市内外の委員の皆様のご意見やパブリック・コメントなどを経て、私の1期目の公約を土台とした太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆるまちづくりビジョンを策定いたしました。

また、これを基に作成した選挙公約を新たに掲げまして、18年ぶりの無投票にて市民の信任を得て、現在2期目の市政運営を行っていることから、まずはまちづくりビジョンの計画期間である令和6年度までは、まちづくりビジョンを基幹的な指針として市政運営を行ってまいりたいと考えておるところであります。

○議長（門田直樹議員） 再質問は。

（「件ごと」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 件名ごとですね。総合計画について。担当理事は。

（市長楠田大蔵「2件目もいいんですか。何かいまだにルールがよく分からない」と呼ぶ）

○議長（門田直樹議員） いやいや、まず1件目、総合計画の自治基本、あと。

4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。今、市長のご見解を伺いました。結論としましては、令和6年度までは、まちづくりビジョン会議を基幹的な指針として市政運営を行ってまいりたいということで、一応総合計画そのものについての策定といえますか、そういうアプ

ローチは一応保留されているという形として理解させていただきました。

そこで、その判断の基準になっております、平成23年度の地方自治法改正によって、総合計画の法的な策定義務がなくなっているという話でございますが、これがいわゆる国法上で地方自治法上の策定義務がなくなっているということが、ローカルルールである地方、私どもの太宰府市自治基本条例第18条に影響を与えるのかどうかということについてお答え願えますか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） お答えいたします。

まず、そもそも法律と条例、どちらが上位概念かといいますと、これは条例よりも法律が上位でございます。もちろん法律において条例委任事項で法律と異なることを定めることができる場合も規定される場合がございますが、今回そういったことがあるわけではございませんので、まずそこは大前提として申し上げさせていただきます。

まず、法令用語上、今回この自治基本条例、「場合」と書かれてございます。場合という用語の意味でございますけれども、これは仮定条件を示し、または既に規定された事例を引用する包括的条件を示す用語として用いられておりますけれども、この前項の場合ですとか議決をした場合とかといった場合は、これは仮定的条件を示す言葉でありますので、あくまで仮にやる場合とはという意味の言葉でありますので、少なくともこの自治基本条例のこの文言によって法的義務がかかるという用語ではないというふうに考えてございます。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 今のご意見は、国法上のところと自治基本条例第18条との兼ね合いから見て、一応自治基本条例側がそのことに影響を受けないというふうに解せられた、あるいは影響を受けるというふうに解せられたということでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） まず、地方自治法が改正されて義務がかかっておりませんので、市として義務はかかっておりません。まずこれが大前提でございまして、先ほど来議論で、自治基本条例があるから義務がかかるんじゃないかといったご意見があったかと思うので、そこがそうではありませんということを申し上げた次第です。その根拠といたしまして、自治基本条例第18条に書かれている規定が、「策定する場合には」という言葉になっております。今申し上げたのは、この「場合には」という言葉の法令用語としての意味を申し上げたのでありますので、こういった場合は仮定的条件を示す意味でありますので、策定することが法的な義務がかかっている用語ではないということ、自治基本条例の解説として申し上げた次第であります。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 今理事がおっしゃったことは、一つの解釈としてはそういう解釈が成り立つというお話ですよ。つまり、仮定義務としての場合にはという理解の仕方というふうに

おっしゃいましたけれども、自治基本条例審議会においては、そういう理解について異論が出されたと思います。当時、少なくとも第五次総合計画があって、その計画の中で総合戦略の計画がつけられたという事例の中で、その後、総合計画が3月31日現在で切れてしまった後に、総合戦略だけが形の上で残ってしまったと。そこは空文化しているのではないんですかというご質問があったときに、そのときに「策定する場合には」という理解の仕方をめぐって、そもそもその時点であった総合計画を全くないという形で、新たにつくるという趣旨で理事はご発言なされたと思いますけれども、そのことについては、審議会のほうで会長、副会長もお二方とも、その理解は間違っていないかということを指摘されたと思います。その点についてはどういうふうにご理解していらっしゃいますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） あくまで私が申し上げているのは、法令上の用語としては義務がかからないということをお願いしております。それとは別次元の話としまして、提言を受けて、市としてどう検討するかということはあるかと思っております。私が申し上げているのは、後者ではなく、前者のこととして義務がかかっているか、かかっていないか、これはわかりませんということをお願いしている次第であります。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） それにいたしましても、最終的に市民の方から見て、いわゆる総合計画というのがその間、不存在であるというのは明瞭な事実なんです。それを、その空白をどうするんですかという素朴な疑問から、この請願というのは出されておりますので、その請願の趣旨に従いますと、どうあっても総合計画というものに代わるもの、もしくは総合計画そのものを策定されるのかされないのかというのは、依然として残ってくると思います。

私も、恐らく市長がこの段階で明確な方針を出されるのは難しいかなというふうには思っております。しかしながら、市民の目線から見た場合に、総合計画の必要性というのは、これは自治基本条例が市民との協働によって太宰府市政を運営していくんだということをやっておりますので、どうしても何らかの旗印が必要になってくる。仮に総合戦略をもってそれに代えるという趣旨であったとしても、そうなってくると、総合計画という外装をまといながら、それを市民に問いかける、もしくは議会の議決を必要になるというふうにご考えているんですけれども、その点のご理解はいかがでございましょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もちろん大切なお指摘ということは認識しております。それで、先ほど申しましたように、とはいえ、私自身、総合戦略自体が本当に1期目の7つのプラン、いろいろな市民のご期待を得て1期目を任されたときに、まずはもう既に総合計画は続いておりましたけれども、一方で、当時総合計画、市長が替わってもその総合計画に沿ってだけ市政が運営されるというのも、直近の民意からすると違うのではないかと。そうした思いもありまして、総合戦略をつくって、特に私自身は、やはり期待の大きかった財政面、歳出入の一体改革とかそう

いうことに力を入れて、そしてそうした中で給食を実現するとか、そういうことを前に進めてきたという自負もありますので、そうした意味では、この総合戦略の中身というものも、一定のご理解なり支持は得てきたと思っておりますし、そして2期目においても、その総合戦略を柱として、キャッチフレーズなり公約の柱を立てて選んでいただいたという意味では、正当性は私はあるとは思っています。

ただ、重ねて申し上げますけれども、とはいえ、総合計画が必要なのか、総合計画的なものがまた必要になってくるのか。総合戦略も令和6年度までという期限がありますので、その後、総合戦略を新たなものに変えていくべきなのか、そうしたことを改めて私自身、市民の皆様へのニーズも感じながら、議会のご指摘も受け止めながら、そして私自身、与えられたこの2期目の任期の中でどのように約束を果たしていくべきなのか、こうしたことを見詰め直しながら、最終的にどのような方向性を示すべきかということを考えていきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 少なくとも今の市長のご発言の趣旨を酌みますと、総合戦略というものを温めながら、それが総合計画になるべく近づけるようなものをご研究をさせていただいて、そういう方向に、最終的には令和6年度で切れる総合戦略の後までは、ちょっと今のところ考えてないというふうに事実としてはお考えということによろしいんですかね。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 結論としてはそうなります。ただ一方で、先ほど来、例えば組織改革の話とか、福祉部門でさらなるニーズが高まっている、こども家庭庁などもできてくる、こうしたこと、またコロナ禍、予期せずコロナ禍の中で危機管理なりそうした災害対応なり、こうしたことも新たな局面に入ってくるでしょうし、コロナ後の観光なりそうしたものも考えていかなければいけない。様々な新たな行政課題、市政課題は山積していますので、そうした中で新たな目標をどう定めていくのかということ、もちろん議会のご意見もいただきながら、市民のご意見もいただきながら、私自身、見定めていきたいということでもあります。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 一応市長の基本的なお考え方は承りました。今の市長のご発言にもありましたとおり、今回の議会で数名の議員の方がいろいろな形で、行財政改革あるいは福祉関係の組織、機構変更とかいろいろな形のものを出されておりますけれども、それはいずれも自治基本条例に根差しております。しかも、ご存じだと思いますけれども、第18条の中には、これは自治基本条例の第18条ですけれども、第1項は総合計画の策定ですけれども、第2項、第3項という形で細分化していく。総合計画を具体的に細分化していくという、そしてしかもその接合部を、それが連続している、総合計画に基づいているという形の担保というものを示さなければいけませんよという制度上の立てつけになっています。

したがって、確かに今の戦略のものを実施なさるにしても、そういうところまで振っていかないと、総合計画の精神というものはできていかないというところはあろうかと思いま

すので、その点をよろしく留意をお願いしたいと思ひまして、第1問についてはこれで結構でございます。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 2件目の自治基本条例の取組についてご回答いたします。

私が市長に就任して以来、市民の皆様をはじめ多くの方々の声をお聞きするとともに、私自身、率先して広報「だざいふ」、インターネット媒体の公式ホームページ、SNS媒体のツイッター、フェイスブック、LINE、ユーチューブ、そしてマス媒体の九州朝日放送のdボタン広報誌など、まずはこの7種類の情報発信ツールなどを駆使しまして、自らの言葉で情報提供、共有を心がけてまいりました。

特にフェイスブックは、2日か3日に一度、欠かすことなく、約1時間かけて、必ず自らの手で少しでも読みやすいように、段落、パラグラフごとの文字数をほぼ同じとするなどの工夫をして発信しています。また、ダイレクトメールなどにも基本的に返事をするように心がけてきました。その結果、多くの市民の皆様から、以前より市政がどのように進められているのかが分かるようになった、市民の声が届きやすくなったというお声も頂戴しているところであります。

ここでせつかくの機会ですので、先日来話題になっております私のSNSでの一つの決め事も披瀝しておきます。

私は、ごく少数でありますけれども、SNS上でブロックをしたり友達を削除する場合がございます。やむを得ずブロックした人は、私のサイトで、私自身にとどまらず、私の友達に對しまして攻撃をしてくるケースがありました。これはまさにSNSのルール違反でありまして、私の友達にも申し訳ないことでもありますので、やむを得ずブロックをするということがございます。

加えて、私のサイトで一方的に否定的な批判をされたり、公開質問をしてくるという方もあります。これに一つ一つリアクションする余裕は、市長としてはございませぬし、やはり新たな中途半端な反論をしても誤解を生んでしまいますので、そして何より友達の数がもう5,000人と限りがありますので、私も上限にほぼ達しておりますので、新たな友達を優先するというにしています。ここにいる議員や議員経験者の方でも、そうした対象とやむを得ずせざるを得なかつた方もおられますので、これを機にご理解を賜りたいと思ひます。

また、私の就任後、議員の皆様方と議会連絡会を毎月開催することとしまして、最新の内容を可能な限り共有するなど、速やかな情報発信にも努めてきたところであります。また、議会後の経営会議で、議員からお受けした質問をレビューし、その実現や進捗の報告にも努めてまいっております。

あわせて、本市の情報をより多くの皆様に情報提供する手段の一つとして、記者会見や情報のリリースなどにも力を入れてまいりました。会見は広告などと違い、お金をかけずに大きな効果を得られることから、ふるさと納税の躍進などにも大変効果的でありました。もちろ

ん何度も空振りを続けながら、取り上げられるために、我ながら涙ぐましい努力をしてまいりました。

なお、いまだに議会審議前に記者会見で議案情報を発信するのはおかしいとの指摘がありますが、もちろん会見前に議案は議会に提供、共有しておりますし、議運後に行うようにしております。何より議会審議が市民にとってもより分かりやすく、注目をいただくために、どこの自治体でも行っている、もちろん国や県でも行っているものでありますので、議決を経た後でなければ発信すべきでないという指摘は今までありましたが、市民へのむしろ必要不可欠な情報提供共有を否定するものであると、あえて触れておきます。

こうした取組につきましては、私の市長就任以来、特に注力して取り組んできたところであり、まさに自治基本条例第1条の市民、コミュニティ、議会及び市長等が互いに理解を深め信頼し合う関係を築きという部分を、どの自治体よりも体現してきたと自負しているところであります。

改めまして、私はどんな方でも一度はお会いをし、可能な限り平等に対話をし、その声を市政に反映させるべく努めてきたところであります。その結果、参加すべきでないイベントに参加をしてしまい、先日批判も受けました。そうしたときも、またさきに、体育館の件ですが、裁判の控訴を断念したときなども、可能な限り開かれた場で、迅速に正直に情報を提供共有してきたところであります。

もちろん、まだまだその内容や手法などに至らない点もあると思っておりますので、今後も精進を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。市長がいろいろな形で情報の発信をなさっているということは、よく了解をさせていただきました。

ところで、この議会ではいろいろな方が行財政改革とか、それから障がい者のこと、母子家庭のことあるいは高齢者のこと、いろいろな形の需要が出てきて、それに対応するという側面で情報の共有ということ考えた場合、市長の情報はあくまでも太宰府市の代表者として対外的に向かって、太宰府市は現在何に取り組んでおりますとか、そういった非常に抽象的といえますか、一般的な広報にはなっていると思います。

仮に市長のところ、例えばこういうことで困っているから何とかしてくれませんかという話が仮に、今5,000件がマックスだというふうにおっしゃいましたけれども、それが入ってきた場合、そのことを各部署に割り振って対応できるかということ、恐らくそれは不可能だと思われるかもしれませんが、その点いかがでしょう。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 5,000件と申したのは、フェイスブックの友達になれる方ですけども、私公開していますので、ブロックをしてない方以外は見ただけですので、そうした意味では5,000人以上の方も見ていただけるのですが、先ほど来申した一部にありましたけれども、実

はなかなか市長として様々な用件はありますけれども、直接のメッセージをいただくことはかなりありまして、これは本当に無視せずにリアクションするように心がけています。最近特に多いのは、中学生がインスタグラムのメッセージで、勉強のやる気が出ないんだけど、どうしたら出ますかというような、本当に非常に率直な悩みを相談されたりもします。そうしたこともできるだけ答えをしようと心がけてきました。

今日、秘書などもいますけれども、秘書経験者もいますけれども、最初は本当に嫌がられたんです。私に来るメッセージを公式なものとして伝えて、それを検討してくれ、実現してくれ、前向きにやってくれというのは、本当に最初、職員は嫌がっていたと思うんですけども、それでもやっぱり直接いただくお声というのも、当然もちろん意図的な非常に批判であるとか、現実的じゃないものはもちろん除きますけれども、基本的にはさっきの受験の相談も含めて切実なものが多いです。例えば今までも話してきましたけれども、自宅療養の方が買物に行けない。そうした中で、何か物資を、欲しい物資の中でもやっぱり体温計を入れてほしいとか、除菌シートを入れてほしいとか、おかゆも入れてほしいとか、そういうことが直接来ますので、すぐさま担当に伝えてきました。

なかなか難しい作業ではありますけれども、時間もかかるし手間もかかりますけれども、私の自負としては、可能な限りこれは、ご指摘をいただいたものは正式に職員に伝え、私が直接できることはやってきたつもりでありますので、そうしたことは今後も続けていきたいと思っています。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。今回の私の前に出されました小畠議員が機構改革のことについて非常に触れておられました。情報の共有ということは、実は、大変市長には申し訳ございませんけれども、各部署で市民の方に直接向き合っている方、あるいはもっとオープンな形で申し上げますと、いろいろなパブリック・コメントとか意見の交換会とかというそういう概要的なものもございます。ただ、結局それを効率的に市側が要請として受け入れて、それを効率的に処理していく体制が整っていないというのが現状なんだろうと思います。

つまり、行財政改革にしましても、それから職員の研修、専門能力のそれを昇華するといえますか、高くしていくことも含めて、自治体としてスリム化していきながら能力を高くしていくというのは、少なくとも自治基本条例の下では市民との協働、市民も政治責任を負いますよという形でそこにはうたってあります。そうすると、市民に対する働きかけというのも、実をいうと自治体側の大変な義務になってくるわけですね。

そうしましたときに、情報の取り方、つまり、大変市長には申し訳ございません、市長がいろいろな形でこういう情報を発信されていることは、もうそれだとお見受けしますけれども、実をいうと、例えば徴税係の方が行って、お金が納められないのよと、それはどういうことですかという、例えばそういう話。あるいは道路の陥没箇所について報告というか通報があって、そこへ行ってみたら住民の方が待っていらっしやって、あなたたちはいつまでだったら来

てくれるのか、それからどういう復旧工事をしてくれるのかとか、いろいろな個別的な話があります。しかし、私は今まで自治会を含めて対応したところによりますと、それがある部署のいわゆる一事項として処理をされていくと。つまり、例えば一つのシートの中に、どの場所で何時頃にどういうことが起きて、どういうふうな処理をしていったということが、結局そこだけにとどまってしまって、全庁的にそれが情報の共有になっていない。

つまり、これから全庁的な仕事の能力の高さとか、それから職員のスリム化とかといったことを考えていくときに、あるいは情報処理技術を使っていこうとも、そういった太宰府市それ自体が生き物として情報を受け入れて、どこの部署が仕事をやっても、きちんと応えていますというふうな方向性を見つけなければ、情報の共有とは言えないのではないかと。

恐らく今回、いろいろな議員が質問を出されていますけれども、仮に中学校給食の問題にいたしましても、それからほかにもありましたけれども、そういうものを、もちろん一つの政策を取られるわけですから、その場面ではこういうことでしか処理が、あるいはその方針を決定できませんということはあるかと思えますけれども、そのことも含めてきちんとした情報発信を出されて、それに対する応答といいますか、それを取り入れるような形のシステムをつくっていただければ、恐らく情報の共有ということはかなり負担が軽減されていくと思えます。

これは一つは情報公開請求ということも一つ絡んでおまして、情報公開請求は当然のことながら、そこに処理した文書があるということが前提の下に、その文書を請求してくるわけですが、かつてそれが文書がないとか、見当たらないとか、そういう形の処理をされたこともあると聞いております。したがって、そのこと自体が、もう既に情報の共有ということについてかなり行き詰まったといえますか、そういうところに袋小路に入っているんだと思えますね。

つまり、もちろん市の処理される事業において、市長のそれこそ最高次の判断でこれを表に出すことはできないということが、もしかするとあるかもしれません。しかし、そういったケースはほとんどゼロだと思いますので、そういった実績をきちんと残していった、それを常にオープンにしておけば、たとえ情報開示請求があっても、それがあっても、すぐ出せますし、個人のプライバシーを勘案した形で、こういうところで、こういう場所で、こういう要求がおありになった、あるいはそれはもちろん今の情報技術をもってすれば、年齢代、中学生はこういう意見を持っている、高齢者はこういう意見を持っている、主婦の方はこういう意見を持っている、妊婦さんはこういう意見を持っている、それは全て全庁的に上がってくると思えます。それを集約する機関がどこかにあって、それを指示をしていく機関がどこかにあって、そういうことを、推測ですけれども、小島議員はおっしゃっているのではないかというふうに思えます。

だから、私どもも情報の共有というのを、単に意見交換会とかそういうものを回数を重ねなさいということではなくて、出てきた意見に対して、現在こういう対応をしております、この後こういうふうにするつもりですというふうな形の総合のものをおつくりになっていくことが、

情報の共有ではなかろうかと。

市長が日夜そういうふうには、一応太宰府市の代表として外に情報を出されていることは、非常にありがたいことだと思いますけれども、全庁的に能力を高くしていくということを勘案されて、ぜひともそういう仕組みをつくっていただきたいと思っておりますけれども、この点についてはいかがでございましょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もちろん今まで可能な限り、私に限らず、あらゆる職員が行政として、全体としても個別としても、市民の皆様信頼を得られるようなそうした情報の公開なり情報の提供共有を心がけてきたつもりではあります。

ただ一方で、先ほども申しましたけれども、どんな方でも基本的に一度はお会いしてきたつもりなんです、私だけにとりまして、一度お会いすると、毎日会いたいと言ってこられる方もあるんですね。毎回話しても、同じことでまた来られて、また同じ話をしても、そのときは納得されるけれども、また次の日、やっぱり納得できないとか、そういう方もやっぱりおられまして、なかなかそうしますと、毎日私もお会いするということにならざるを得ないので、そういうことも職員も同じ悩みを抱えていると思うんです。非常に事務作業的にも、本来業務があつて、そうした中でそうしたことの対応をする中で、さらに煩雑化していくということもやっぱりあるのも現実です。

ですので、先ほど申されたようなシステム化を図っていくことは、大変さらに重要でありますし、何よりやっぱり根本的に、我々公務員、行政に携わる者が、巷間、今問題視されております情報を恣意的にねじ曲げるとか、事実に基づかないとか、やはり何か意図的に改ざんするとか、廃棄するとか、そういうことはやはり避けなければいけないですし、そうしますと結論としては、我々一人一人が常に市民の皆様、自分自身の良心に基づいても正しい判断をしていると、正しい行動をしていると、皆さんに説明できる行動をしていると。私も先ほど申しましたように、何か疑惑があれば、できる限り会見の場で説明もしてきましたので、そうしたことを、やはりつまるところ、市民の皆様の信頼に堪え得るような行動を常々取るということに尽きると思いますので、なかなか人間全てが聖人君子というわけにはいきませんが、そうしたことを常々、世のため人のためということに尽きるんですけれども、職員にも徹底してありますし、私自身も自律しているところでありますので、そうした中で、回りくどくなりましたが、それでもなお市民の皆様からさらに信頼を得られるようなシステムづくりには取り組んでいきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。市長の思いが皆様に伝わるという形で、もう少し具体的にご提案申し上げますと、恐らく、私は実はパソコンが苦手なんです。しかし、皆さんは非常に修練されているから、パソコンを使ってワンシートでどこの部署でも情報を定型的な書式化をして、こちらが欲しい情報、向こうに与えるべき情報、そして将来これは使ってい

なきやいけない情報とかといういろいろなものをつくって、それを皆さんが窓口で仕事が終わった瞬間にそれを、やっている最中にそれを打ち込んでいけば、作業量としてはそれほど出てこないのではないかというふうに思っております。

ただ、それをつくるということ自体が、かなりの機構の中の新たなものを編み出されるか、既存の部課長職さんにそういうことをしていただけるのかとか、いろいろなそういう機構的な問題はあろうかと思えますけれども、恐らく一旦そういうものができてしまったら、情報は恐らく、例えば悪いですけども、嵐のように入り込んでくると思います。それをそういう管理をなさっているところが項目別はずっと集約されて、どこで何の情報、あるいはどういう需要が起きている、そういったものをあらかじめつかんでいくことで、初動態勢も含めてかなり仕事の質も量も、質は高くなる、量も無駄な出動をしなくても済むのではないかというふうに考えておりますが、この点はいかがでございましょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ちょっとなかなか、結局かみ合っていないかもしれないんですけども、できる限り私も様々なあらゆる市政の課題について、逐一情報共有を職員からしてもらい、相談してもらって、最終的に私に知らせたり相談してもらったことは、全て全部私が責任を持つということは常々言っているつもりです。

ただ一方で、やっぱり限りがありまして、相談時間も。あらゆることを全て私自身が判断するというのも難しいですので、現場で可能な限り自主的に判断できるものはしてもらっていただけますけれども、ただ、とにかくそうした、特に市民の皆様の切実な情報、ご意見、ご要望、しかもそれが複数にわたる、複数の方々が言ってこられるような、例えば紙ラク商品券なんかもかなり、私に届いたのは二、三人でしたけれども、二、三人おられるということは、二、三百人おられるかもしれないとか、例えばそういうふうに私も経験上思いますので、キャッシュレスだけじゃなくて紙の部分もとか、そういうこともやってきましたので、できる限り共有化して、そうしたことを市民の方にもお伝えできるようにさらに心がけたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） これを発表する場という、情報は、結局市民との間に情報を共有するということは、市民の側にもこの情報を提供されるということだと思います。

実は、これを市民に知らせるのという意見があるかもしれません。ただ、そうではなくて、市民側からしますと、ああ、私と似たようなことを言っている人がほかにいるんだということとか、それからもう既に規定事項として市のほうにはこういうものが要請が上がっているんだと、そういうふうな形で、市民の側が市政の動きについて理解をしていただける。これは協働のまちを推進するに当たっては、大変重要なことだろうと思います。

だから、技術的な困難さはあろうかと思えますけれども、何とか進捗計画をつくっていただいて、ぜひとも進めていただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（門田直樹議員） 森田議員、通告の時間を過ぎておりますので、よろしく願います。

市長。

○市長（楠田大蔵） もうとにかく今の時点では可能な限りとしか申せませんが、可能な限り市民の方に分かりやすく、信頼していただけるような形で、そうした情報の整理なり提供なりも心がけたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。ひとつよろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩します。

休憩 午後0時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番入江寿議員の一般質問を許可します。

〔6番 入江寿議員 登壇〕

○6番（入江 寿議員） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告しておりました登下校時の児童の見守りにつきまして一般質問をさせていただきます。

子どもは国の宝です。そして、地域の宝物でもあります。地域の子どもは地域で守るの観点から、地域の方々がいろいろな方策により子どもたちを見守っています。しかしながら、小学生が歩行中に事故に遭遇して死亡、重傷を負った件数は、平成28年度から令和2年度の5年間で2,779人になっています。このうち33.3%に当たる908人が登下校中の通学路で発生していると警察庁が発表しています。

このようなことから、私は、児童の登下校時の安全対策について、平成29年第2回6月議会で児童を交通事故から守るための安全・安心な通学路の確保について、また令和2年第3回9月議会では、児童を犯罪から守るための安全・安心な通学路の確保をするために、行政が地域と一体となって取り組んでいただくよう、具体的な改善策を提案しながら、お願いを含めて一般質問をさせていただきました。本日は、登下校時の児童の見守りに絞り込んで一般質問をします。

ご承知のとおり、児童の登下校時間帯に、地域の多くのボランティアの方々が児童の通学路で見守りをされています。本当にご苦労さまです。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

1項目め、登下校時の児童の見守りの現状についてお伺いいたします。あわせて、この見守り箇所は、児童が道路を横断する箇所以外にあるのか、あれば、どのようなところで見守りをされているのか、お伺いいたします。

また、児童の登下校の見守りをする上で問題点があるとすれば、どのような問題があるとお

考えか、お伺いいたします。あわせて、その問題を解決する方策等について伺います。

2項目め、登下校時における交通事故や犯罪をなくすための地域との連携強化についてお伺いいたします。

児童の登下校の見守りは、各地域の皆様の協力があって成り立つものです。日頃、地域との連絡、調整、連携をどのようにしてあるのか、お伺いいたします。あわせて、今後においても地域とさらなる連携強化を図る必要があると思料いたします。連携強化の具体策があれば伺います。

3項目め、太宰府市にはついで隊がありますが、ながら見守りの推進についてお伺いいたします。

児童が安全に安心して登下校できる通学路にするために、防犯カメラの設置や危険箇所の改修など環境整備をしなければならないことは言うまでもありませんが、見守りに限定すると、現在行われている児童の登下校時の見守りは、児童が道路を横断する場所のみです。言うならば、通学路の一部でしかありません。通学路の全域を見守るためには、ながら見守りは重要な取組です。

私が令和2年9月議会の一般質問で、ついで隊について質問をしました。そのときの回答は、市内で1,316の方が登録されている。しかしながら、今年度はまだ3人とどまっている。PTAをはじめいろいろな機会でご改めて周知を行い、ついで隊の登録者の増加を図り、安全・安心なまちを目指したい。そして、ついで隊への加入について、PRをもっともっとしていきたいと回答されております。ちなみに、2点とも総務部長のご答弁です。

また、私の要望として、市の職員の皆様がついで隊に加入し活動する、そのような活動が市民の皆様のついで隊加入につながるなど、私なりに具体策を提案させていただきました。

令和2年9月以降、具体的についで隊への登録を呼びかけておられると思いますが、どのような手法で推進されているか、その成果について伺います。あわせて、現時点のついで隊の登録者数を伺います。

4項目めです。児童の登下校を見守っていただいているボランティアの皆様の心得等についてお伺いいたします。

何年も長きにわたり見守りしていただいている皆様、また新たに見守りを始めた方もおられます。また、見守りの成り手がない、高齢者となり、これ以上見守りを続ける自信がないなど、地域における悩みがあるのではと思っております。

市内には7校区ありますが、現状は全て各校区の地域の皆様に委ねているというのが実態ではないでしょうか。児童の登下校を見守っていただいているボランティアの皆様には、統一した心構えや考えで見守りをしていただく必要があると考えますが、市の見解を伺います。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 登下校時の児童の見守りについてご回答いたします。

まず、1項目めの登下校時の児童の見守りの現状についてですが、登下校時の児童・生徒の

安心・安全を確保するために、本市では、学校、PTAの皆様や地域の皆様との連携、協力により、登下校時の見守り活動を担っていただいております。見守りの場所といたしましては、横断歩道等のほか、車通りが多い場所、特に危険な場所、人目が少ない場所、また、見守りの方のご自宅の近くなど、自主的に決めていただいた場所などがございます。

課題といたしましては、交通量が多いところや道路幅が狭いところなど、ハード面での整備が望まれる箇所ではあるものの、どうしても道路の構造上、整備が困難な場所の対応などが挙げられます。現状といたしましては、児童への交通安全学習や地域での見守りなど、ソフト面で対応しているところでございます。

次に、2項目めの登下校時における交通事故や犯罪をなくすための地域との連携強化についてですが、現在、市内の全小・中学校は、コミュニティ・スクールとして学校、地域が一体となって学校運営を行っておりますので、登下校時の安全対策に関する地域の連携の強化につきましては、学校運営協議会などでご協議いただきながら進めているところでございます。

毎年、児童・生徒が安全に通学できるように、筑紫野警察署、那珂県土整備事務所、太宰府市建設課、太宰府市防災安全課、PTA代表者、小学校校長代表者で構成される通学路安全推進会議を開催しております。

この安全推進会議開催前に、各小学校において危険箇所調査を自治会等と協力して実施していただき、危険箇所一覧として教育委員会に提出していただいております。この資料を基に、通学路安全推進会議で危険箇所及び市が把握している対応が必要と思われる通学路について、どういった対処をしていくのか協議し、決定しております。

ここで決定された回答を各小学校に報告し、各小学校は学校運営協議会の安全・安心部会などで報告していただくことで、地域に対しても、要望されていた危険箇所がどのように対応されるのが把握でき、また、地域の協力が必要な場合は協力をお願いをしているところでございます。このサイクルを絶やすことなく継続することで、通学路の安全確保に努めているところであります。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 次に、3項目めのながら見守りの推進についてですが、ながら見守りとは、見守りの担い手の裾野を広げるために、ウォーキング、ジョギング、買物、通勤通学、犬の散歩、花の水やりなど日常活動を行う際に、防犯の視点を持って行うことで、生活多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる見守り活動として、全国的にも推進されております。本市におきましても、平成17年から筑紫地区統一の活動として、ついで隊の名称で、日常生活のついでに見守りや防犯活動に参加いただける方々を募集及び登録をいたしております。

登録募集の呼びかけにつきましては、毎年犯罪数が増加する12月の広報で、防犯だよりと併せて掲載をいたしまして、市のホームページ、校区ごとに開催されます防犯防災部会等の会議において紹介、職員向けに募集登録を行っており、令和4年8月末現在の本市の登録数は

1,339名となっております。

この活動は、安全・安心のまちづくりを推進するため、防犯活動全般の視点を持って進めており、児童の登下校時に特化した活動ではないものの、登下校時の空白区域などの見守りの一翼を担っていただいている部分もあります。

市民などと役割を協働、分担していく新しい公共の促進に向けても、大変有用な活動であると考えておりますことから、今後とも積極的な募集、参加の呼びかけに努めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 次に、4項目めの登下校見守り者の心得等についてですが、事故や犯罪被害の多くは、子どもだけで行動しているときや、人目が少ない状況で発生していると言われております。そのため、子どもたちや地域に目を向け、事故や犯罪が起きにくい環境づくりが重要であることから、子どもたちへの挨拶や声かけなど、見守り活動を実施していただくことを知ってもらうということが、見守り活動において大切なことだと考えております。

ただし、地域の方による見守り活動は、地域活動の一環であることから、ご協力していただく皆様が無理なくできる範囲の中で取り組むことも、心がけとして必要なことではないかと考えます。そういう意味では、散歩や買物などの際に見守りを行うながら見守りは、個々の方が無理なくできる範囲で、子どもや地域に目を向けることができるので、有効な手段であると思います。

見守り活動への心構え、考え方の周知につきましては、学校運営協議会にて協議をする中で周知できるのではないかと考えます。

登下校時の児童の安全につきましては、地域をはじめ関係機関との協力が不可欠でありますことから、今後も連携を密にして、安心・安全な登下校の環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ご回答ありがとうございます。では、再質問をさせていただきます。

児童の登下校時の見守りの目的は、児童が安全に安心して登校できるようにすることだと思っております。太宰府市から痛ましい事故や事件が起きないようにすることです。自治体や小学校のみでは児童の登下校の見守りはできないことから、見守りのボランティア活動があると思っております。

ご回答を聞きながら思ったことを率直に申し上げますと、児童の登下校時の見守りについて、市の取組とボランティア活動をしていただいている皆様とを比較をすると、かなりの温度差があるんじゃないかと言わざるを得ません。

市は組織で動いています。それぞれ所掌業務が定められています。児童の登下校時の見守りという業務は、どの部署、課にも明記されていないはずですが、しかしながら、児童が安全に安心して登下校できるという取組という業務は、いずれの部や課の所掌業務と明記されているはずですが、その延長線上に、児童の登下校の見守りがあると思っております。積極的に取り組ん

でいただきますようお願い申し上げます。これは要望といたします。

また、雨の日も風の日も暑い日も、また寒い日も欠かさず、児童が安全に安心して登下校できるように、多くのボランティアの皆様が見守りを続けていただいております。この活動は、地域の力、地域とのさらなる連携強化が求められております。校区ごとには地域との連携強化を講じられていると回答いただきましたが、その会議に出席する市の担当者は同じ人でしょうか、それとも違う人でしょうか。報告、連絡、相談、いわゆる報・連・相は確立されているでしょうか。市の体制等についてお伺いいたします。

また、校区ごとに見守りの方法等ばらつきがあるのではないのでしょうか。市でこれらのばらつきをどのように共有してあるのでしょうか。7校区それぞれの活動でなく、太宰府市として統一された見守りの活動が必要ではないのでしょうか、お考えをお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） まず、1点目の会議に出席する担当者のことですが、先ほども述べましたが、通学路安全推進会議には、市から学校教育課、防災安全課、建設課が出席しております。この担当者も決まっております。出席者につきましては、会議後にそれぞれ所属している課で、また必要に応じて関係の部署に会議の内容を報告、共有化しておるところでございます。

2点目につきまして、地区ごとに見守り方にばらつきがあるのかということでございますが、現在、見守り活動には、自治会、PTAの方、ついで隊をはじめとする有志の方々が活動していただいております。見守り活動の心がけとして、無理をしない、無理をさせないということが大事であると言われております。ボランティアの方のライフスタイルにも合わせて、活動の範囲や時間帯などを決めて活動されていくことも大切かなと思っております。

その中で、学校、地域ごとの実情もあると思いますので、その実情に合わせてご協力をいただければと思っておりますので、そこが統一できるかということ、なかなか難しいところはあるのかなとは思いますが、しっかりと活動はしていただいているというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ありがとうございます。見守り活動については、市の体制強化を図っていただいて、7校区の統一した見守り活動になるように、いろいろな角度から検討していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

そして、インターネットにアップされておりました文書がございます。平成30年9月12日付で、太宰府東小学校校長ほか2名で、保護者及び地域の皆様へ、児童の登下校の時間帯における見守りのお願い文書です。こういったものでございます。

この文書は、いわゆるながら見守りのお願いの文書です。児童の登下校時の見守りボランティア活動は、通学路の一部でしかなく、通学路全域を地域の方たちの協力により、児童が安

全・安心に登下校できるようにするための取組です。ご存じだと思いますが、太宰府東小学校区でこのような文書が配布されておりました。ほかの6校区もながら見守りのお願いをしようと、これこそが市に実施していただかねばならないようなことだと思っておりますが、こういったところも検討していただければと思っております。これも要望といたします。

次に、ご承知のとおりですが、平成30年6月に政府は、登下校時の子どもの安全確保に関する関係閣僚会議で、社会全体で子どもの安全を守るための対策として、登下校防犯プランの通知を出しております。この登下校防犯プランに基づく取組として、令和3年3月に「やってみよう！登下校見守り活動ハンドブック」の通知をしております。このハンドブックは、児童の登下校時のボランティア見守りとながら見守りの両方に役立つハンドブックです。一方、「子ども見守りハンドブック」、京都府警察が作成したハンドブックがございます。これは、児童の登下校時のボランティア活動をする人向けのハンドブックです。どちらもよくできているハンドブックだと思います。

児童の登下校時のボランティア活動用とながら見守り活動用の2種類のハンドブックが必要ではないかと思いますが、そのあたりのお考えをお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 最近言われていることですがけれども、まずボランティアの方が少なくなっている地域があるという実情も聞きます。そんな中、毎日子どもたちの登下校時に合わせて時間をつくってくださり、見守っていただいていることに感謝を申し上げます。

子どもたちにとって、ボランティアの方にとって、より安全に見守り活動を行ってもらうためには、適切な見守り活動についての研修を行うという手だてもあると思いますけれども、研修を受けなければならないということが、ボランティアへの参加自体をためられる状況にもつながるかなということ懸念しているところでございます。

今ご提案いただきましたハンドブックにつきましては、私も拝見させていただきましたけれども、大変分かりやすく、安全指導について知っていただくような内容かなと思っております。これらのハンドブックの活用について可能性もあるかなと考えますので、この活用につきましては今後検討させていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ボランティア活動というのは、正直、市がどうのこうのということじゃないと思います。ついで隊でもそうだと思います。そこは警察署とか防犯協会が主立ったところだと思いますので、そういったところも鑑みて、ハンドブックなんかを作成していただければと思います。

今回、私がこの質問、登下校時の見守りという形で3回目質問させていただきました。これ、なぜ3回したかと申しますと、先日のことなんです、ある地区で交差点がございまして、その交差点に女性の見守りの方が立って、いつも子どもたちを見守っていただいております。

した。でも、この女性はもうかなりの高齢化されていて、やっぱり体の不調を訴え、2週間ほど病院に行かれたと。入院されて、ちょっと治療を受けたと。その2週間の間、その交差点には誰も立っておられない状況だったんです。

それからどうなったかと申しますと、保護者の方からその地区の自治会長さんに連絡があり、なぜあその交差点に見守りをされる方がおられないんでしょうかと。最初は自治会長は、ああ、病気のことを気遣って連絡をくれたのかなと思っていたら、そうじゃなく、ちょっとクレームっぽく、立ってないと子どもが危ないでしょうと、そういう話があったと。そちらの自治会長も、これはいかんと思いつつも、自治会の中で自治会の役員の方、また保護者を呼ばれて、こういうことがありました、立っておられる方はボランティアの方なので、責任云々はないんですよと。それで、立ってないと言うのであれば、保護者の方が立っていただければという、そういったところで、本当にいろいろなディスカッションというか話し合いが持たれて、そのときはそれで終わったんですけども。ただ、そのときの中で、ボランティアの方、ボランティアという、ハンドブック、ガイドブックに書かれているって、ボランティアってどこまでが自分らの責任なのという質問もされていました。

正直言って、ボランティアの方に責任とかはまずないですよ。例えば子どもが事故に遭いました、通学路で途中で川に落ちましたとかとって、見守っていたとしても、ボランティアの方に責任はないと思います。あるのはやっぱり本人、子どもか保護者だと思います。

そういった中で、ボランティアの方は一生懸命見守っておられるので、何か市として、また我々議員として手助けできるようなことがあれば、本当に手助けできればと思っております。ボランティアはもう全然市とはちょっとかけ離れたところなんで、関係ありませんよって、それは重々私も承知しております。でも、何かこうやってガイドブックを作るとか、作るに対して結構時間も手間もかかると思います。それならそれで、例えば京都府警だったかな、これを作ったところが。福岡県警に物申してもらおうとか、それぐらいだったらできるんじゃないかと思しますので、そういったところでボランティアの方の支援もしていただければと思います。

結びになりますが、最初の質問で言いました。子どもは国の宝、また地域の宝、そういったところで、子どもの事故がいまだに30%ぐらいあるという中で、ゼロ%になることをお祈り申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員の一般質問は終わりました。

ここで13時35分まで休憩します。

休憩 午後1時24分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時35分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番宮原伸一議員の一般質問を許可します。

〔5番 宮原伸一議員 登壇〕

○5番（宮原伸一議員） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い地域猫について質問させていただきます。

私が住む地域には、飼い主がいない猫と思われる猫が五、六匹います。おなかをすかせているのか、夜出されたごみを破って、燃えるごみを食べているようです。また、親が育児放棄をしたのか、子猫が民家に迷い込んでしまうケースや、道路で車にはねられたり、民家の庭に迷い込んで死んでいたケースと、とにかく飼い主がいない猫がかわいそうな事例が多く見受けられます。

そこで、2点お伺いします。

1点目は、市に寄せられている地域猫に対する苦情内容や件数、どういった内容の苦情が年間何件ほど寄せられているのか、また不妊去勢手術を行うに当たり、保護した猫が病気にかかっていたら、治療費は保護された方の負担となったり、捕獲器の貸出しはあるものの、捕獲器の台数が少ない、貸出期間が短いなど多くの課題があると思いますが、そのような課題、問題点を市はどのように考えているか、またその対策としてどのような対応を行っているのか、お伺いします。

2点目に、そのような猫を保護して、不妊去勢手術を市の補助でできるのは知っていますが、その補助金の申請、交付状況について伺います。そして、その他、市や県が行っている地域猫に対する補助がほかにあるのか、お伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 地域猫についてご回答いたします。

まず、1項目めの市などに対する地域猫の苦情内容や件数、また苦情にはどのように対応しているのかについてですが、市への苦情、相談内容は、飼い主のいない猫への餌やりと、それに伴う周辺でのふん尿被害が主なものとなっており、令和3年度は27件、令和4年度は8月末現在で16件の苦情や相談が寄せられております。

猫は動物の愛護及び管理に関する法律により愛護動物とされており、駆除を目的とする捕獲は行っておりません。また、餌やりを禁止する明確な根拠もないことから、市は無責任な餌やりの禁止や室内での飼育、不妊去勢手術の実施など個別に助言指導を行うとともに、ホームページや広報等において猫の適正飼養について啓発を行っているところです。

そのほか、自宅敷地への侵入を防ぐため、猫よけ用の超音波発生器の貸出しや、臭いや物で防ぐ方法など、苦情主に自衛策の紹介を行っております。

次に、保護した猫の治療費についてですが、譲渡や不妊去勢手術を受けさせる際に、事前準備として病気の治療等が必要な場合があり、申請者の方に治療費を負担していただいております。市としましては、限られた予算でできるだけ多くの方に飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金を活用していただきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

また、不妊去勢手術のための猫の捕獲器の貸出しにつきましては、昨年度まで2台用意しておりましたが、貸出しまでに時間がかかることがございましたので、今年度1台購入し、現在

計3台となっております。今後につきましても、申請や捕獲器の貸出状況を考慮し、検討をしてまいります。

次に、2項目めの不妊去勢手術補助金の申請交付状況、そのほか地域猫に対する県や市の補助があるのかについてですが、市では、飼い主のいない猫の過剰な繁殖に伴う近隣へのふん尿被害を防止するために、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の補助金を雌2万5,000円、雄1万5,000円を上限として令和2年度から交付しております。令和2年度は12件、令和3年度は15件交付し、令和4年度は8月末現在で12件申請があり、手術が終了しました6件補助金を交付しております。

また、県が地域猫活動を行っている地域がある市町村に対し補助をする福岡県地域猫活動支援事業補助金がございます。地域猫活動は、特定の活動場所を設定し、ルールを決めた餌やりやトイレの管理を行うとともに、不妊去勢手術を受けさせて、1代限りで生を全うさせ、時間をかけてでも地域から飼い主のいない猫をなくすことを目的としております。

これは、単に猫の愛好家や地域猫活動団体のみで実施するものではなく、飼い主のいない猫が引き起こすふん尿被害などの問題を地域の課題として取り組んでいただく活動であるため、地域住民の理解と合意が必要となります。本市では、現在のところ地域猫活動の取組事例はありませんが、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金の取組を通して、地域猫活動の周知啓発にも努めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 5番宮原伸一議員。

○5番（宮原伸一議員） ご回答ありがとうございます。

まず、1項目めですけれども、不妊去勢手術の相談なんですけれども、令和3年度が27件、令和4年度が8月現在で16件ということは、あと12月までには同じぐらいの相談があるということでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 苦情相談につきましては、ここ数年、30件前後で推移しておりますので、議員お見込みのとおりかと思えます。

○議長（門田直樹議員） 5番宮原伸一議員。

○5番（宮原伸一議員） そのような相談を受けて、環境課として大体どのような対応というか処理、対応を含めてされているのか、教えてください。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 苦情相談をされる市民の方の中には、猫の好きな方、苦手な方など、いろいろな考えを持つ市民がいらっしゃいます。市としましては、飼い主のいない猫等による周辺環境が悪化しないように説明を行い、納得していただけるように努めてまいっております。

30件と先ほど申しましたけれども、こちらについては、相談がありまして、実際に現地等での対応を行った件数になります。電話等の相談につきましては、毎日数件あっているような状

況でございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 5番宮原伸一議員。

○5番（宮原伸一議員） 市民から苦情や相談、今後もいろいろありましようけれども、よろしくお願いたします。

次に、猫よけの超音波発生器ですかね、それと捕獲器、今まで2台あったのを3台にしたということで、この期間というのが多分あると思うんですけども、どれぐらいの期間で申請して、何日間貸していただけるか教えてください。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） まず、超音波発生器でございますけれども、市のほうで5台用意しております。こちらにつきましては、2週間の期間で貸出しをいたしまして、効果を見極めていただいて、効果があるようであればご自身でご購入を勧めております。

捕獲器のほうですけども、現在3台ということで、こちらも2週間程度ということで貸出しを行っております。猫の捕獲につきましては時間がかかるケースもございますので、再度更新して貸出しをしたりとか、予約が入っていなければそういった対応もしているところでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 5番宮原伸一議員。

○5番（宮原伸一議員） この超音波発生器がまず常に貸出状態なのか、また捕獲器についても常に貸出しして、なおかつ次の予約者がおられるのか、教えてください。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 超音波発生器につきましては、直近の状況で申しますと、返ってくるのを待っている状態ということもあります。時期によりまして、やはり猫が活動を活発にする発情時期でありますとかそういったときには、やっぱり貸出しの申込みも多いという状況でございます。

捕獲器につきましても、やはりそれぞれの利用者の方のご事情で捕獲をされますので、集中するときもあれば、そうでないときもあるというのが現状でございます。

○議長（門田直樹議員） 5番宮原伸一議員。

○5番（宮原伸一議員） この超音波発生器につきましては、効果があれば、また新規に買っていただいとことできるんでしょうけれども、捕獲器についてはなかなか、これはアマゾンみたいなネットで見ただんですけども、1基3,000円ぐらいで何か売っているんですね。違いますかね。市のはまだ高いですか。まだ高い。3,000円でもちょっとあったんで、こういう安価であれば、もうちょっと増やしてもらってできるのかなと思いました。

個人的に買って、それを仕事にするわけでもないし、なかなか買うというのはどうかなと思うんで、よかったらそうやって貸出しが間に合っていないなら、そういうネットで見てもらっ

て、小動物をつかまえるのですから、そう頑丈じゃなくてもできるでしょうから、検討していただければと思っております。

1項目めはこれで終わります。

2項目めですけれども、不妊去勢手術の金額、先ほど雌が2万5,000円、雄が1万5,000円、上限ということ言われたんですけれども、実際のところ、これたしか指定病院になると思うんですけれども、大体指定病院でこの金額で収まるんですか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） その猫の状態によっても違うというふうには聞いております。ただ、こちらの事業を始める前に、病院の獣医師の先生方にいろいろヒアリング等も行いまして、妥当な金額で設定しているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 5番宮原伸一議員。

○5番（宮原伸一議員） 捕獲した場合、病院に連れていく場合ですけれども、ちょっと聞き漏れしたかもしれませんけれども、例えば違う病気等があれば、そこはもうこういう補助金では対応できないと、捕獲した、連れていった方の個人負担となるということなんですけれども、ご存じであれば、仮にどのような病気が多いのかとか、事例がもし分かれば教えてください。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 一番多いのは、野良猫という状態ですので、やはりノミ、ダニが皮膚に付着しているという状態が多いというふうには聞いております。そちらの除去のための薬の投与であるとか、そういった分については市民の方にご負担をさせていただいているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 5番宮原伸一議員。

○5番（宮原伸一議員） 実際、私も1回環境課に申請をして、捕獲器を借りて猫を捕獲しようかなと思ったんですけれども、昨年ちょうど12月が私の選挙だったんで、ちょうど借りたときが選挙のちょっと前になって、今もしつかまえて、猫ちゃんは病院には連れていけないなということで、ちょっとそのままにしておいて、結局次がおられるんで返してくださいということで、また申請してくれということになると、なかなか難しいところがあるし、これが私に限らず、一般の方でもなかなか次の申請というのが、また写真を撮ったり、近所の人々の署名をもらったりとか、この辺は割愛できるのかどうか知りませんが、恐らくちょっとできるようなこととは言われていたんですけれども、そのような形でいただければと思います。

それで、一番私が言いたいとは、広報「だざいふ」に今月載っていましたが、今月9月20日から26日、動物愛護週間ということで、ペットを飼う前とか、いろいろな情報が載っております。まず、飼う前とか飼ったときの情報はあるんですけれども、例えばそういう猫を保護したときに、保護してくれる団体というのは太宰府にはあるんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 地域猫活動を行っている団体さんが、保護猫活動も行っているとい

うのが多いと伺っております。太宰府市内、今現在、地域猫活動をされている団体はございません。猫を保護するような活動を行っている団体も、今のところはないというのが現状でございます。

○議長（門田直樹議員） 5番宮原伸一議員。

○5番（宮原伸一議員） これは他市の事例なんですけれども、私は知り合いの議員がいますんで、そちらに紹介していただいて、ちょっといろいろお話を聞いてきたんですけれども、例えばじゃないですけれども、猫がかわいくて餌をやる方、嫌いな方がおられて、また自治会を含めて飼い主のいない猫に困っている地域があるとするじゃないですか。したら、そういう人たちを一回集めて、そういうお話し合いをしてもらって、そういうボランティア活動につなげていくということをしたということで、那珂川だったんですけれども、非常に盛んなんですよ。ペットショップとかにチラシを配ったり、公共施設、あと自治会などに配って、そういうお話をしませんかと、意見交換会をしませんかということで、行政も担当者が一緒になってそういうお話し合いをして、そこから保護団体が活発になったということを知っております。捕獲をして手術をして、また元に戻すというか、地域猫として一生を終えてもらうという活動を物すごくされています。

やはり太宰府は、例えば誰かが手を挙げると、私の勝手なんですけれども、例えばその家に子猫がおったら、その子猫を玄関先に置いてきたりとか、そういうことも聞いたようなこともあるんですよ。

ですから、市民の方々だけでそういうボランティアグループというのはなかなかできないと思うんで、そこを少し行政がお手伝いしてあげて、そういうボランティアができるようなお話し合いとか、取っかかりをつくっていただければいいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えですかね。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 今議員がご指摘されたように、地域猫活動というのが、ボランティアの方、それと地域、そして行政のほうが三位一体となってやらないとうまくはいかない事業であるというのは、我々も認識しております。これまでなかなか、個人レベルでは餌やりをして、不妊去勢手術をして、そしてトイレの世話までしているというそういう話までは聞いてはいるんですけれども、なかなか団体としてそういった活動をして、地域にまで相談ができていくというケースが生まれていないというのが現状でございます。

我々としても、飼い主のいない猫を減らしていくためには、地域猫活動が重要だというふう考えておりますので、そういった議員が言われたような取組も今後進めていければと思っております。

○議長（門田直樹議員） 5番宮原伸一議員。

○5番（宮原伸一議員） そこは思っているじゃなくて、ぜひとも、やっぱり小さな猫の命、大事な命ですので、殺処分がないようにしていくのも一つの考え方というか、社会の在り方じゃな

いかなと思っております。

最後になりますけれども、今月の市政だよりにこういうワンちゃんの写真が載って、ペットのという、例えばこの下に、何月何日にそういうお話をしますよとかそういう、まず自治会に会長に知らしめてもらって、そういうことをしますということで、やっぱり本当にしていただいて、太宰府もそういうボランティア活動で、先ほども言いましたけれども、小さな命が殺処分されないようにやっていただければと思っております。

また、他市の事例を言いますと、保護した猫を譲渡会、ペットショップでお願いして譲渡会をしたり、その中にはやはり譲渡会に来られて、三味線にする人とか、虐待をする人も含まれているそうなんです。だから、必ずその団体は一回家を見に行ったりとか、多頭飼いでないとか、飼える状況なのか、そういうところまで見られて、また、あれっと思ったときには、また後日、家のほうにお伺いして状況を見たりとか、そういうところまでされて、里親を見つければもうそれでいいんじゃないかと、そういうところまでやっぱり活動が深く、猫の命の大切さに触れてやられていますので、太宰府のほうもそういう活動をしていただければと思います。

市長にもちょっとひとつお願いで、やっぱり子どもたちの食育、本当に大事でありますけれども、こういう地域猫、環境問題も含めて取り組んでいただければと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 5番宮原伸一議員の一般質問は終わりました。

ここで14時10分まで休憩します。

休憩 午後1時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時10分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

橋本健議員から一般質問の資料配付の申出がありましたので、許可をし、机上に配付いたしておりますので、お知らせします。

17番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔17番 橋本健議員 登壇〕

○17番（橋本 健議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書記載のクラウドファンディングとふるさと納税について質問させていただきます。

まず、クラウドファンディングについての説明ですが、これは事業の趣旨に共感していただく方、つまり支援してくださる方々から資金を調達する方法であります。クラウドファンディングには、寄附型、購入型、貸付型、不動産投資型、株式投資型の5種類がありますが、寄附型クラウドファンディングは、返礼やお返しといった特別なリターンを求めない社会貢献のための有意義な方策です。本市はこれまで、多くの皆様のご理解とご厚意をいただいております。

す。

次に、全国の自治体に寄附をするとお礼の品が届くふるさと納税は、日本全国にすっかり定着してまいりました。2008年、平成20年4月、地方税法等の改正が行われ、税収減少への対応や地方と大都市の格差是正を目的として、同じ年の5月からふるさと納税がスタートいたしました。生まれ故郷や応援したい自治体、つまり自分の故郷に寄附ができるふるさと納税は、寄附を行った場合に、寄附額の2,000円を超える部分について、一定の上限まで所得税と住民税から控除される制度であります。また、寄附した人は、自治体から地域の名産品などをお礼の品としていただける魅力的な仕組みになっております。ふるさと納税の受入金額は年々増加しておりますし、令和4年7月29日現在、1,788自治体がこの制度を活用されています。

さらに、地域の企業にとっても、ふるさと納税サイトを通じて自信がある商品を大きな市場で全国展開できるメリットがあり、また地元のためにも貢献できる制度でもあります。

過去におきましては、返礼品の金額にばらつきがあったり、地場産業に関わりのない高額な返礼品などが社会問題になりましたが、現在、総務省からの制度改革により、寄附額の3割以下の地場産品に限ると規定され、落ち着きを取り戻しました。

このふるさと納税に対する力の入れ方は、自治体により異なります。太宰府市の場合、全国の受入金額トップテンとはかなり開きがありますが、毎年順調に伸びてきており、市長が常に自慢される事業であります。今後におきましても、さらにアイデアを生かし、自主財源アップに力を注いでいただきたいと存じます。

そこで、質問いたします。

1項目め、クラウドファンディングの過去の実績についての質問ですが、つい最近、本市ではウクライナ避難民学生に対するクラウドファンディングで寄附金が集まりましたが、これまでの実績について伺います。

2項目めは、ふるさと納税は毎年順調に伸びてきており、目標達成しております。しかし、その中身は、太宰府の商品というより、福岡県に依存した返礼品の傾向が強いのですが、現在の状況と課題についてご見解をお聞かせください。

3項目めは、返礼品は商品だけではなく、太宰府観光資源の活用やイベントを組み込んだ方法も考えられますが、どのような企画を準備されているのか、今後の事業展開についてお伺いしたいと思います。

以上3項目について、ご回答よろしく願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） クラウドファンディングとふるさと納税についてご回答いたします。

まず、1項目めのクラウドファンディングの過去の実績についてであります。ご指摘のように、ウクライナ避難民学生に対するクラウドファンディングは、3か月余りで1,400万円を超える寄附が全国各地から寄せられました。額もさることながら、何かウクライナのために役に立ちたいと思っていたときに、タイミングよくクラウドファンディングを立ち上げてくれて

ありがとうといった、ウクライナへの支援の思いにとどまらない取組自体への激励も多かったのが特徴でした。サイト側との直接のパイプを生かしまして、時宜を得たスピード感と、記者会見などの広報戦略がポイントだったと考えております。

これまで、令和のご縁の際の祈念モニュメントの作成や、コロナ禍の給食停止に伴う牛乳支援など9プロジェクト、合計約3,300万円の寄附をいただいております。

思い起こせば、平成31年3月に実施いたしました筑陽学園高校甲子園応援プロジェクトがスタートでありました。もちろん私がもともと甲子園の大ファンで、何とか応援ムードを盛り上げたいとの気持ちが大きかったわけですが、もう一つの理由として、私立の高校の野球部の応援、しかも市民じゃない選手のほうが多かったと記憶しております。そうした応援のために、市の単費を支出することは、今の時代において、なかなか理解が得られないのではないかとの思いがあったからであります。

ちなみに約20年前、同校が甲子園初出場したときには、市として実に500万円もの支出をしていました。

ウクライナ支援においても、市税を費やすことに否定的意見も厳然とありましたが、恐らくクラウドファンディングしていなければ、大学で70人ほどの受入れでありましたので、何かしら公的支援も求められていたと思いますので、そうした中で、プロジェクトに共感いただいた方からの寄附を活用することで参加意識を高め、関係人口、交流人口を拡大するという側面とともに、市の財政負担を軽減するという側面があると考えております。

今後もそうした目的に即したクラウドファンディングを積極的に仕掛けてまいりたいと考えております。

次に、2項目めの本市のふるさと納税の状況と課題についてであります。就任以来、ふるさと納税の取組に特に力を入れてまいりました。決して自慢ばかりしているわけではないつもりではありますが、そして先ほど議員からご指摘がありましたようにルール変更がありまして、非常に公平性が保たれるようになったことも、本来、伸び切れてなかった太宰府市にとってはプラス材料と、チャンスと捉えまして、結果として令和3年度決算で、就任当初の20倍を超える9億円余りとなりました。

直近の令和2年度と令和3年度を比較分析しますと、本市のふるさと納税寄附額の伸び率が2.1倍と2倍以上ということでしたが、福岡県内の市町村の平均伸び率が1.2倍でしたので、約2倍近くその伸び率がよかったということからしましても、やはり累次の広報戦略が奏功して、太宰府市自体の魅力に注目をいただいた上でご寄附をいただいたものと認識しています。

一方、返礼品につきましては、これまでも様々ご指摘がありましたように、本市には専業農家が一軒もなく、特に原材料的な特産品と言えるものがほぼないため、あまおうやラーメン、めんたいことといった福岡県産品が上位を占めているところですので、令和発祥の都太宰府「梅」プロジェクトなどの取組をさらに強化をして、市独自の産品をノミネートできるようにさらに努めてまいります。

とはいえ、結果として寄附額の約半分が市の新たな税収となり、以前より市民ニーズに応えることが可能になってきていることを考えれば、総じてよい傾向だとは考えております。

また、太宰府市民の皆様で他自治体へふるさと納税をされている方も年々増えてきておりますので、市が何もせず手をこまねていけば、財政状況に悪影響をむしろ及ぼすとの危機感も持ちながら、本市への寄附額が増加するべく、さらに集中して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3項目めの今後の事業展開についてであります。ご指摘のようないわゆるコト消費としまして、これまでも太宰府巡りの令和コースやブラタモリコースなどを提供したり、笑いを返礼とした商品を開発したりとやってきましたし、現在も人力車でのおんぴりめぐる令和の里太宰府や太宰府迎賓館の挙式パックなどの体験型の返礼品や電子感謝券、楽天トラベルクーポンなどを掲出している状況であります。

今後につきましても、通常の返礼品はもちろん、先ほど来申し上げたクラウドファンディングや地場産品、高価格帯の返礼品などをさらに拡充するとともに、広報戦略のさらなる強化や、今後取り組む予定であります太宰府応援大使、仮称であります。こうした方々を任命することによりまして、関係人口、交流人口の拡大などの取組を推進していき、目標額であるまは10億円達成を目指してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ご回答ありがとうございます。クラウドファンディングについて、時間の関係上、4点ぐらいに絞って質問をさせていただきたいと存じます。

2019年ですから令和元年、今から3年前ですね、春夏連続出場で筑陽高校が甲子園に出場しました。このときのクラウドファンディングで集められた金額を教えてくださいませんか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 正確に申しますと、平成31年3月15日から平成31年4月15日に、まず春のほうの甲子園のクラウドファンディングを行いまして、このときの寄附額が125万9,200円でございます。夏でございます、令和元年8月5日から令和元年8月21日までに行いました筑陽学園のこの甲子園の関係のクラウドファンディングで寄せられた寄附額につきましては、60万4,555円でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 実は、20年前のお話が出ていましたけれども、筑陽高校が20年前に甲子園に出場したときに、私は議員になりたてで、議員団で甲子園へ行きました。応援に行きました。ダルビッシュ君が投げた試合でございましたけれども、今は大リーガーでばりばり活躍しております。これはちょっと余計なことではございましたけれども。

筑陽高校のこの春夏連続出場というのは、非常にすばらしいことだと思っておりますが、クラウドファンディングでこうやって活用されたというのは、大変すばらしい方法だったという

ふうに思います。

2件目の質問になりますが、寄附型のクラウドファンディングというのは、リターンとありますが、返礼品がない、返礼がない。やはり苦労があると思うんですね、いろいろ。支援者の理解を求めるためのその苦労や工夫について、ございましたらお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） やはり実は空振りをしたものもありまして、本当にこれが空振りをしたときのいたたまれないといいますか、まず大変申し訳ない思いに駆られるんですね。でも、やっぱりコンテンツによって全然違うんです。今回のウクライナの件は、非常に全国的、世界的にも関心が高かったし、全国的に一番最初にガバメントクラウドファンディングという形で立ち上げられましたので、非常に額も積み上がったんですけども、一方で、やっぱり女子サッカーのときなんかは、筑陽学園の、なかなか難しさを感じたと。やっぱり本当に注目度によって違いますし、かといって、それをやらないとなると、また失礼にも当たるかもしれないということで、そこが非常に難しいことと、あともう一つはタイミングなんです。

先ほどのウクライナの件も、本来であれば4月1日から全国と一緒に始めるという予定だったんですけども、これまた怒られますけれども、職員は基本的には4月でいいんじゃないですかという感じだったんですけども、太宰府市で70人ほど受け入れるということになって、連携協定を結んでいる日本経済大学さんですから、やっぱりまずイの一番にやるのが重要だと思ひまして、本当に直接経営者の方とやり取りして、とにかく一番最初に始めさせてほしいということで、やっぱりそのタイミングと、あと会見ですね。その会見に来てくれるかどうかとも本当に気が気じゃなくて、呼びかけはするんですけども、本当に来られないときもありますから、もう本当にそこは残酷ですから。そうした中で、結果としてかなり取り上げていただいて、高まりにつながったと。そこら辺が非常に難しさと、やっぱり空振りを何度もしてきたということも事実でありますので、その点をご理解いただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ウクライナ避難民学生のクラウドファンディングが3か月で1,400万円というのは驚きです。びっくりしました。

今お話があったように、やはりタイミング、これは大事だろうと思いますし、スピード感を持ってやるということと、あと冒頭に申されました広報戦略ですね、こういったものも大事だろうというふうに認識いたしました。

ほかにも社会的な貢献度が高いクラウドファンディングというのは、ゲリラ豪雨とか地震など被災された地域にも活用されているようでございますけれども、本市の場合、何々プロジェクトというのを立ち上げてから発信するまでの手続と、その周知方法、これについてちょっとお教えいただければと思っています。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） まず、これはホームページを立ち上げる必要がございます。実際提携しておりますポータルサイトをやる関係でございますので、まずはそのプロジェクトの立案、例えば寄附募集目標金額ですとか期間をいつまでかというのをまず定めまして、それに基づきましてサイト掲載申込みを行うところでございます。それで、実際に寄附を募るためのサイトのページ、具体的なコンテンツを作成するといったプロセスを経ております。最後のサイト募集のページは、例えば掲載文ですとか画像ですとか、こういったものを集めたりとか、そういったような作業を行っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。手前みそで大変恐縮なんですけれども、このウクライナ避難民学生に対する寄附でございますが、私も地元青葉台のたんぼぼの会という組織がございますけれども、額面は少なかったんですが、5万円ほど寄附をさせていただきました。

今後もこの寄附型のクラウドファンディングというのは、機会が大いにあると思います。この項目の最後になりますけれども、募集から集まった寄附金額を先方に渡すまでの一連の活動、こういったものは当然記録されているというふうに思いますが、こういったものが今後にもまた生かせるわけでございますけれども、どのようなまとめ方をされているのか、教えてください。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 我々の事務といたしましては、どのような経過をたどったかということデータを、台帳といたしまして整理をさせていただきます。それを基に、今後同じような業務をやる時は参考にするような形で事務を進めておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 2項目めに移らせていただきます。

本市のふるさと納税の状況と課題について質問いたしますけれども、本市の状況を先ほどお尋ねいたしました、再度またお聞きしたいと存じます。

昨年度は目標の8億円、達成をいたしました。本市の令和3年度の返礼品のベストファイブの返礼の数と金額をお教えいただければと存じます。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 令和3年度の返礼品と、それに申込件数、寄附額について申し上げます。

一番多かったのがあまおう4パックのものでございまして、件数が3万610件、金額にいたしますと3億610万円でございます。2番目が豚骨ラーメンでありまして、件数が1万9,190件でございます。金額が1億9,190万円でございます。3番目がめんたいこ1kgでございまして、件数6,600件、金額にいたしまして6,600万円でございます。4番目、あまおう6パックで

ございまして、件数が1,997件で金額が2,196万7,000円でございます。5番目がめんたいこ1.5kgでございまして、件数2,166件、金額で申しますと2,166万円でございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。ご当地の特産品じゃないんですけども、福岡県産品でありますけれども、結構数を聞きますと多いもんですね。あまおう、ラーメンあるいはめんたいこと、こういったものがよく出るということでございますが、ふるさと納税の経緯についてご質問させていただきたいんですが、昨日木村議員のほうから福岡都市圏のランキングと申しますか、ふるさと納税の受入金額のランキングをいただきまして、大変これも参考になりました。ですから、平成30年から4年間は、昨日の資料で分かります。ですから、始めた年、ふるさと納税を始めた年から平成29年までの実績が分かるようでしたら教えていただきたいんですが。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 失礼いたしました。平成28年からと今、よろしいですか。

寄附額で申しますと、平成28年度が2,031万円でございます。平成29年度が4,085万4,000円でございます。平成30年度が7,121万7,000円でございます。令和元年度が2億8,304万5,000円でございます。令和2年度が4億2,977万2,000円でございます。令和3年度が9億217万9,000円でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 返礼品を始められた年、これはいつからでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 平成28年12月から返礼品のお渡しを開始しているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） やはり市長の取組、就任されてから非常に伸びているわけですね。やっぱり力の入れ方が違うのかなというのを感じますし、今後もますます努力していただければというふうに思います。

それから、利用の多いポータルサイト、これは昨日の資料でさとふるとふるさとチョイスとふるなび、これが多いというのが昨日の資料で分かりました。ほかにも新規に、要するにふるさと納税サイト、いわゆるポータルサイトが増えているようですけれども、増やされた理由と、どういったサイトが採用されたのかお教えてください。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） まず、本市はポータルサイトを今6つ導入してございまして、導入開始の時系列に沿ってお話しさせていただきます。

まず、平成28年度からさとふるというサイトを導入してございます。平成30年度にふるさとチョイスと楽天ふるさと納税、この2サイトを追加してございます。令和3年度にふるなびを追加してございます。令和4年度からANAふるさと納税と三越伊勢丹ふるさと納税を導入しております、計6サイトで導入してございます。年によって、どこのポータルサイトから一番寄附が集まるかどうかというのは変わっておりますので、どこが一番多いのかといったことが明確に申し上げられるわけではないという状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。やはりサイトも数が多いほうが、金額的にも受入金額も多くなるんじゃないかなというふうには思います。知名度のある楽天なんかは、これから伸びるかも分かりませんし。ポータルサイトで順位は入れ替わるかも分かりませんが、大いにこういうサイトを広げていただければというふうに思います。

それから、ふるさと納税の使い道ですけれども、これはホームページを拝見しましたら11ぐらいメニューがございまして、市長におまかせというのもありましたね。過去に、この使い道ですけれども、どういうものにお使いになったのか。メニューとしては産業振興や観光、それから子育て支援、健康福祉、もろもろございました。これまでの活用された実績を教えてくださいというふうに思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） ふるさと納税につきましては、これはいわゆる特定財源ではなく、一般財源という形でいただいております。したがって、ご寄附に選んでいただきましたその用途に応じまして、具体の施策にそれぞれ当て込んできているという状況でございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 昨日のお話の中では、やっぱり中学校完全給食のこういったものにも活用はされていくんじゃないかというふうには思っておりますが。

返礼品の事業者についてお伺いしたいと存じますが、返礼品の登録は何社あって、品数がどれくらいなのか、現状をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 返礼品事業者につきましては、8月29日現在108事業者となっております。返礼品の数については、ちょっと網羅的に数えているところではございません。魅力あるものをなるべく多くという形で、かなり多くの返礼品が入っておりますので、全ての件数を数えているというわけではございません。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 業者さんはフリーに受付されているのでしょうか。いつでもいいという感じでされているんですか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 事業者として登録するタイミングは、いつまでにしなければならぬということはありませんので、我々も常に年中、営業に駆け回っておりまして、魅力ある事業者さんと常に返礼品の提供のお願いをしておるといった状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 市長にお伺いしたいと存じますが、令和の都太宰府ふるさと納税基金条例制定が今議会で上程をされておりますけれども、お考えをお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 令和の都太宰府ふるさと納税基金条例ですね、今ご提案を申し上げておりますが、先ほど来のやり取りからも言えますように、使途について、やはり市長におまかせの部分、そして子育て・教育、そして産業振興という順番で額が来ておりますけれども、いろいろ聞いていきますと、寄附をされた方は、市長にお任せという方はあまりこだわらないかもしれませんが、やっぱり子育て、教育なり産業振興ということで、特に企業版はそうなんですけれども、目的を持ってされている方からしますと、それがどう使われたか具体的に、事後的にぜひ教えてもらいたいという方は、やっぱり全国的に最近増えておられるようで、そういう意味でも、この基金に一度、一定程度その目的にも応じて積ませていただいて、これから私が特に重点を置いているところ、またそうした子育て、教育分野など、給食もそう当てはまるわけですが、そうしたところにしっかりと使わせていただいていることを報告することが、昨日の木村議員のご指摘もありましたように、リピーターなりそうした意欲につながっていくと思っておりますので、そうした意味でも、この基金条例というのが生かすことができるのではないかと期待しているところであります。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。

3項目めの今後の事業展開について質問をいたします。

資料をちょっとご覧いただきたいと存じますが、令和3年度、昨年度のふるさと納税人気ベスト20をちょっと拾ってみました。これは令和4年7月29日現在で総務省のデータを抜粋したものです。やはり北海道。網かけしておりますけれども、町でもこんなに上位に行けるんだというのが、これはもうびっくりでございますが、人口をちょっと参考を書いておりますけれども、北海道4位の北海道白糠町は人口約7,300人、都農町も人口約1万人でございますので、こういう小さな町が非常に健闘していると。

主な返礼品を見ますと、やはり海の幸、海産物が多いんですね。ホタテ、ズワイガニ、イクラ、それからあとは肉類ですね。特筆すべきは、12番の加西市のアラジン、家電のアラジン。これはストーブ関係だと思うんですが、あと日用品で年間64億円。ほかにも商品はたくさんあると思うんですが、それから、京都市は旅行クーポンという、非常に特色があります。や

はり北海道はイクラですね。弟子屈町というのが人口7,600人、58億6,000万円、イクラ、ホタテ、ウニが主な返礼品であると。それから、和歌山県の有田市、ウナギとかミカン。ミカンはもうここはご当地、産地のミカンでございますから、やはり人気があるんでしょう。それから、健闘しているのは佐賀県上峰町45億5,700万円と。ここも人口9,500人で、さがびより、お米ですね。佐賀牛、それからウナギと。

1つ、ここを注目していただきたいんです、10番。福岡県の飯塚市、10位です、全国で。65億6,300万円。ハンバーグにコーヒーにもつ鍋。これ、どこでも出せそうな返礼品なんですよ。これ、深掘りじゃないですけれども、この辺をちょっと行政のほうでも研究していただきたいというふうに思います。どうしてこんなに金額が上がるのか、受入金額が上がるのか、人気があるのか。これは温めるだけのデミソースのハンバーグだそうできて、かなり出ているようでございます、人気があるようです。コーヒーはどこでもあまり変わらないと思うんですが、あともつ鍋ですね。ほかにもたくさんあると思うんですけれども、ここは飯塚市は694品登録されているそうなんです。ぜひこの研究をお願いいたします。

質問に入ります。

先ほど申しました小さな町でも工夫次第で収入増が見込めることが分かります。100位まで見れば、かなりの町も、小さな町もたくさんランクアップしているというふうに思いますが、このような状況を見てどのような感想をお持ちなのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 飯塚の件も全て知り切れていませんが、実はこのハンバーグ、私も10個ぐらい食べたんです、一人暮らしなんで。1回にじゃないですよ、何回かに分けて食べたんですけれども、これも怒られるかもしれないんですけれども、最初の二、三個までは結構おいしくいただいたんですけれども、あまり続くとちょっとさすがにというところはありましたが、いずれにしてもやっぱり手軽に温めて食べれるし、保存が利くということで、すごくよかったなと。本市の梅が枝餅なんかは、20個入りですけれども、なかなか1個ずつ温めて20回食べるということも少ないのかもしれないので、そういう意味でも日々の食事に使えるということで人気が出ているのかなと。

ただ一方で、これもまた問題になっちゃいけません、やっぱり地元の牛をどこまで使っているのかとか、そういうところも難しいところはあるんでしょうから、そうしたことも含めて、本市の中でも、梅が本市の梅であれば大丈夫なんですけれども、どうしても梅の量が限られておりますので、まだ。こうしたことがどのような工夫の中で、太宰府は梅の風味でいいのかとか、梅のエキスでいいのかとか、そういうことも研究はする必要があるかと思えます。

あともう一点、この上峰町さんは、就任直後に視察に行っただけです。そうしましたところ、いわゆる、昨日名前が出てこなかったんですけれども、地域商社というのをもう立ち上げて、別会社のようなものを立ち上げて、そこにもう職員さんたちがおられて、バイヤーみたいな方

がいろいろな商品を自分たちで導入してきて、それを、ある意味、職員はあまり携わずにやっているということを見聞きしてきました。

ただ一方、昨日申しましたように、私としては、そこまでなりますと、ちょっと本業との兼ね合いが出てくると思いますので、そういう意味では、45億円というのを目指すかというところなんですが、やっぱり本市の職員も大変なんですけれども、市の職員中心に10億円ということが、まずは実力に沿った現実的な目標かなと思って、そうしていきたいと思っています。

ただ一方で、もちろん増えれば増えるほど、先ほども申したように地域の振興にもなりますし、様々な新しい事業を始めることにも費やせますので、もちろん増やしていければありがたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 冒頭の回答の中で体験型、太宰府迎賓館挙式パークとか、それから体験型の電子感謝券ですかね、これもやられているというんですが、これ内容はどのようなものでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 電子感謝券といいますと、中身はあまりイメージがつかないかと思うんですけれども、簡単に申しますと、寄附をした先の自治体で使える電子マネーというふうにご理解をいただければと思っております、これもまた最近名前が変わるところでございまして、チョイスP a yという名前に変更というふうに聞いてございます。こういうふうには、旅先ですとか訪問先で使えるような電子マネーというようなものとして、返礼品が提供されているものでございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 最後に提案をさせていただきたいと思うんですが、高野山に近い和歌山県高野町では、ふるさと納税の手續に自動販売機を設置されていると。運転免許証を読み込ませて、宿泊割引券や商品券などが受け取れるそうです。こういった全国にも自動販売機を設置している箇所、11か所あるみたいなんですよね。この辺もぜひ調査研究していただければと思います。

そこで、太宰府駅にもふるさと納税自動販売機の設置を検討してみたいかな、面白いかもしれませんねという提案でございます。例えば1万円の寄附に対して、参道の店で使える3,000円のクーポン券、こういったものを発行するとか、それから旅の思い出に、天満宮さんと協議の上、例えばお清めのおはらいをしていただくとか、こういった工夫ができるんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ちょっと先ほどの女子サッカーがあまり集まらなかったって言っちゃったんですけども、実は100万円超えていましたので、目標は達成していました。全て実は目標は

ほぼ達成してしまっていて、クラウドファンディングについては非常にありがたいと思っています。そのためいろいろな呼びかけをしてきました。

そして、先ほどの販売機と申しますか、太宰府駅にということも、非常に興味深いご提案でありますので、可能性を前向きに探っていきたいと思っておりますし、今後も様々な皆さんからいただいたご指摘をプラスにしながら、さらに寄附額を増やしていきたいと思っています。

最後に、先ほどの参拝の件でありますけれども、この件が私もやっぱりできればなと思っておるところですが、なかなかいわゆる政教分離の関係、天満宮さんとはいえ神道の一つの神社でありますから、そこだけを助長することになれば問題になる可能性がありますので、そこは慎重に、例えば当然お守りなんかもできればいいなと思いつつ、やっぱりこれも特定の宗教の助長になりかねませんので、この点は非常に難しいところでありまして、ただ一方で、天満宮さんをはじめそうした地元の方々と協力をしていくことも重要だと思っていますので、そうした観点でやっていきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ちょっとまだ言い足りないことがあったんですが、時間が来ましたので、先ほども申しましたように、いろいろなアイデアを出していただきまして、皆さんでいろいろ調査研究、こういったものを重ね、ふるさと納税の充実をさらに図っていただきたいというふうに思います。

これをもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員の一般質問は終わりました。

ここで15時まで休憩します。

休憩 午後2時49分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時00分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番笠利毅議員の一般質問を許可します。

〔11番 笠利毅議員 登壇〕

○11番（笠利 毅議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

個人情報保護条例の改正について。

デジタル社会形成整備法の成立に伴い、2021年に改定された個人情報保護法は、2023年4月までに、各自治体が既存の個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法施行条例を制定するよう求めています。

現在、全国の自治体が、それぞれの条例を年度内に改正する必要に迫られています。この春には、審議会での検討を始めたり、パブリック・コメントを既に済ませたりした自治体も存在します。

地方分権を旨とする現在の日本では、国と地方はそれぞれの立場で法を解釈するものとされていますが、改正法では、個人情報に関わる法解釈は、個人情報保護委員会が独占することになっています。各自治体がそれぞれの立場で条例を定めて個人情報保護制度を設けることや個人情報保護審議会を活用することは、強く制約されています。

そこで、改めて改正された個人情報保護法、その目的を見てみます。

地方自治体にとっての個人情報保護は、行政の適正かつ円滑な運営と個人の権利利益の保護を目的としてきましたが、今回の改正法により、そこに個人情報の有用性への配慮が行政の主な目的の一つとして加えられることになります。

現行の太宰府市の個人情報保護条例も見てみます。

その目的は、やはり市政の適正かつ円滑な運営と個人の権利利益を保護することに置かれています。個人情報の有用性への配慮が改正された法に入っている代わりに、基本的人権の擁護という文言が置かれています。

目的達成の手段として、行政による個人情報の適正な取扱いが上げられるのは無論のことですが、個人情報にアクセスする権利を明らかにすることも上げられています。曖昧な書き方ですが、法律用語としては確立されていないと言われることの多い自己情報コントロール権が暗示されているとも読める本市の現行の条例になっています。

さて、全国共通のルールの下での個人情報保護制度という未経験の事態を前に、自治体には限定的にしか法解釈が認められていない、そういう条件の下で国から要請されている条例の改正ですが、しかもそこに、これまでとは異質な目的を組み込んでいかなければなりません。自治体としての主体的、自立的な判断で、また今までも太宰府市の考え方を踏まえて条例を改正することが求められると思います。

そこで、以下の諸点、まず伺います。

まず、日程に関して、条例改正案の議会への上程はいつを予定していますか。

また、個人情報保護審議会に諮問をしたり、あるいは意見を聞く予定はありますか。

パブリック・コメントは予定していますか。

また、ちょっと違う内容ですが、太宰府市としての条例改正に当たっての考え方、姿勢について伺います。

新しく定められる条例を、個人情報保護条例としますか、それとも個人情報保護法施行条例としますか。

個人情報保護審議会を残しますか。

最後に、現行条例が権利を明らかにする条例であることの意味を、基本的人権の擁護との関係でどう捉えていますか。

また、このような現行条例の性格を保持したいと考えていますか。

制度は改まりますが、個人情報保護は法定受託事務ではないので、単に法を施行するというだけでなく、自治体として住民を保護する、そういう姿勢と、未知の事態の中、自律的に動

くことができる条例の枠組みを備えておくことが大切だと考えています。

ご回答をよろしくお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 個人情報保護条例の改正についてご回答いたします。

まず、条例改正の契機となりました個人情報の保護に関する法律の改正経緯を説明させていただきます。

令和3年5月19日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律におきまして、個人情報保護制度の見直しが行われました。地方自治体の個人情報保護制度については、改正後の個人情報保護法におきまして、国、地方公共団体は、共通のルールの下で運用されることとなり、地方公共団体においては、令和5年4月1日から関係規定が施行されます。

これまで地方公共団体における個人情報保護制度は、いかにして個人の権利利益を保護するかという視点から発展してきており、各団体の実情に適合させる必要性から、その内容は条例に委ねられてきました。

一方で、近年の社会全体のデジタル化が進む中、地方公共団体が保有するデータについても、個人の権利利益を保護しながら、学術研究等における活用が期待されております。

地方公共団体がそれぞれに個人情報を定める条例を制定しているため、全国に取扱いが異なる条例が2,000個存在するといういわゆる2,000個問題を解決し、個人情報保護とデータ流通との両立や、災害対応や感染症対策などの個人情報の取扱いについて全国的な統一運用ルールの基準を示すために、法律が改正されるに至ったと承知しております。

このような背景の下、本市を含め、地方公共団体の執行機関は、保有個人情報の開示手数料といった法律における条例委任事項や、情報公開条例との整合性確保といった一部規律の整備のみが認められておきまして、条例要配慮個人情報の規定といった例外事項を除きまして、個人情報保護の保護水準の変更を伴う条例の制定は、法律上許容されておらず、国が新たな義務づけ、枠づけを行うものと認識しております。

まず、1点目の日程に関してでございますが、本市といたしましては、法律の範囲内において、条例で規定する必要がある事項、必要に応じて条例で定めることが考えられる事項など、区分ごとに検討を行っております。令和5年4月1日施行に向け、令和4年12月議会に上程することを念頭に、今準備を進めているところでございます。

また、情報公開・個人情報保護審議会への諮問または意見聴取及びパブリック・コメントにつきましては、現段階では未定でございますが、今後検討を行ってまいります。

次に、2点目の条例改正に当たっての考え方、姿勢についてご回答いたします。

まず、条例の名称でございますが、条例の規定内容と併せて検討しているところでございます。条例の名称については、地方公共団体において適切な判断を求められておりますところ、条例の趣旨に合致した名称としたいと考えておりますが、一般に法律の委任事項や実施細則を

定める条例の名称は、その内容を端的に表現するものとして、施行条例とされるものと認識しております。

また、個人情報保護審議会の存廃に関しましても、現時点で未定でございます。個人情報の保護に関する規律が法律事項となり、個人情報の保護制度に及ぶ市の裁量が極めて小さくなる場所、市が個人情報保護審議会を設ける必要性について検討してまいりたいと思います。

最後に、基本的人権の擁護の考え方でございますが、現行の個人情報保護条例は、市が独自に個人情報の保護について規律しているものであるの対しまして、今般各地方公共団体に制定が求められている条例は、あくまで国が個人情報の保護について規律する個人情報の保護に関する法律を施行するための委任規定や施行細則を定めるものであるため、その制定目的は、個人情報の保護に関する法律の立法目的と概念上、同一とならざるを得ないものと認識しております。

なお、ご指摘の基本的人権の擁護の文言について改めて調べてみましたところ、基本的人権と擁護を併用する国の法令の用例を見ますと、人権擁護委員法と弁護士法のみでございまして、両法律とも、基本的人権に関し、かなり踏み込んだ取組が期待される規定を含むものとなっております。また、基本的人権の他用例を含めましても、国の全法令中22法令となっております。法制執務の観点で客観的に申し上げますと、このように基本的人権という用語は、法令の規定内容と照らし合わせまして、極めて限定的な場合において用いられるものと認識しております。

したがって、あくまで立法論の観点からでございますが、新たな条例において基本的人権の擁護の文言は含まれ得ないことになると考えており、翻って、本市が平成16年に制定した個人情報保護条例の目的規定に基本的人権の擁護との文言を用いていることは、法制執務的にはやや踏み込み過ぎたとの指摘もあり得ると認識しておるところでございます。

とはいえ、本市の基本的人権の擁護に対する考え方につきましては、これまで同様、何ら変更が生じるものではなく、引き続き、昨年12月に改定を行いました太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針の下、市役所一丸となって取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） ありがとうございます。法律の改正とかというものを題材にしたので、細部に入り込むと切りがなくて、とても40分では終わらないかとは思っているので、まず、きれいに整理していただいてありがとうございます。皮肉でなしに言うんですけれども、見方も一貫してまして、かえって質問はしやすくなったかなと思っております。

一般的なことをあらかじめ言っておきますけれども、法律が改正された後、昨年の秋ぐらいから解説書物のようなものが始まって、私が問題の所在を知ったのは春先ぐらいなんですけれども、少しずつ議員間の勉強会を通じて状況を把握してきた感じです。

当然、疑問を持った人たちが声を上げていたので、私もそれを聞いていたんですけれども、

簡単に言うと、個人情報、例えば私の個人情報であれば、私とその持ち主だという視点から見て、おかしいのではないかという見方と、地方自治体、自治の主体であるという観点から見て、今回の法律の規制の在り方というものには疑問点があると、大きく言うとこの2点で批判があろうかと思えます。

もう一つは、実際にこれで変わることによって、具体的に、先ほど山浦部長が説明くださったように、各自治体でばらつきのある保護水準のレベルというのが、所によっては上がるかもしれない、所によっては下がるかもしれない、特にこっちが問題になると。こっちとって、手振りじゃあ記録に残りませんが、下がってしまう自治体が問題になるかもしれないということですね。

私自身の見解ですけれども、今のご答弁の中で何回か、例えば法制執務の観点からとか、立法論の視点ではと、視点、観点といった言葉がありましたけれども、私もそれはよく分かります。法律が変わったことに応じて条例も変えるという観点からすれば、当然その目線で見、今思わぬこうやっていますけれども、当然そのように考えていくというのが一つのやり方。それは受け入れざるを得ない面があると思えます。

他方で、先ほど大まかに言って紹介した疑問点、批判点といったものは、例えば今山浦部長が言われたことから引いても、これまでの地方公共団体における個人情報保護制度は、いかにして個人の権利利益を保護するかという視点から、これは立法論あるいは法制執務という表現で言われているものとは別の視点。それこそが、私たち自治体が今まで持ってきた視点。結論的に言うと、それを今失うという選択をしていいのかという疑問です。

それだけ言っておけば、最初は十分かな。もう一つ言いましょうかね。

ですから、同じことではあるんですけれども、現在条例の改正を求められているという言い方もありましたように、条例の制定目的を法の立法目的と同一にするのであれば、先ほど説明されたような形に乗るのは当然だと思います。また、せざるを得ない面。けれども、繰り返しになりますけれども、自治体が独自に育ててきた個人情報保護制度ということ各自治体が、仮に個人情報保護委員会の表現を借りて言うならば、地域の特性に応じたものとして自己理解するならば、その視点で条例の改正には臨むべきだと、臨むのがむしろ自然だということをおろかじめ言っておきたいと思えます。

その上で、12月ということから順番に少しずつ確かめていきたいと思いますが、まず1点、単純な質問ですけれども、3月制定では遅いという考え方なのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 3月ということも十分考えられはしますけれども、やはり市民の皆さんに対しての周知期間等もあったほうがよりいいのではないかというふうなことがありますので、あえて12月というところで今検討しておるところでございます。検討状況によっては、やはり3月にずれ込む可能性もあろうかと思えますが、今のところそれで検討しております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） しっかり市民に知ってもらいたいということを覚えた上で、次に進みますけれども、続けて、審議会に諮問をしたり意見を聞く予定がありますかというのをその次に掲げていますけれども、個人情報保護審議会、情報公開云々の部分は省いて口にしますけれども、個人情報保護審議会は、これはホームページから取った表現ですけれども、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、行政からの諮問に応じる形で答申等を行うというような内容で書かれていたかと思えますけれども、まず今回の条例改正、それに伴っておのずとある程度制度も変わるかと思えますけれども、それは個人情報保護制度にとって重要なことと考えるべきか否か、そこを答えていただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 今回の法改正に伴ってこの条例というのをつくりますので、法に定められた内容でございますので、どこまで重要かと、基本的に地方自治体はいわゆる義務づけ、枠づけの中で動かざるを得ないというところがありますので、そういった観点から判断をしてみたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 明確な回答ではありませんでしたけれども、では別の聞き方をしますけれども、重要かどうかの判断というのは、法律的な観点から、今のご回答だとそうなるかと思うんですけれども、法律的な観点から判断すべきことなのか、それともこれが市民生活にとって重要か否かという観点から判断すべきなのか、これについて見解をいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 両方でございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 両方の面から考えていただきたいと思えます。その先を言うと、また最初に言ったことの繰り返しになりますので。

じゃあ、一応次に行きましょうかね。

続いて、パブリック・コメントをするか否かということですが、パブリック・コメントについては、自治基本条例の第25条で、私たちの自治体の条例体系の中では定められているわけですが、そこでは、繰り返しのようですが、市政に係る重要事項について、広く市民の声を聞くと定めると。似たような質問になりますが、自治基本条例でいうところのこの個人情報保護制度、条例の改正というのが重要な事柄に当たると考えるべきか否か、もしくはは考えているかないかお答えいただければ。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 基本的には同じと思えますが、改正後の個人情報保護制度におきましては、その規定のほとんどが、先ほど言いましたように法律によって規律をされておりますので、一部の例外を除きまして市の裁量がございます。これも先ほど申し上げました。

今後、条例の案文を具体化していくとともに、その内容を踏まえまして、パブリック・コメント実施要領に沿って、実施をするのかあるいはしないのかというところも検討してまいりたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 今のご回答について、一部を除いてということがありましたけれども、最初に言いましたように、個人情報というのは、かけがえのないその人にとっての問題だと。今SDGsでも似たような言い方がされることが多いかとは思いますが、ということであれば、それ以外の部分、今おのずと残されていた、それが果たしてこの町に暮らす人にとって重要か否かという観点からは、捨てることのできない事項ではないかと思えます。

その上で、もう一つ自治基本条例のことでお尋ねしますが、実はこの間、担当課とお話した後で気づいたんですけれども、自治基本条例でたった1つだけ特定の条例名が上げられているのが、個人情報保護条例なんです。第14条だったかな。第14条ですけども、市民参画の原則というものを定めたところの第14条の最後に、個人情報保護条例というのが上げられています。

ここを解釈する必要はないかと思うので、一応技術的なことだけ聞いておきますけれども、仮に先ほど答弁があったように、個人情報保護条例が、現行の、名称が変更もしくは廃止されて新たに定められるということになった場合には、おのずと自治基本条例も改定すると、もしくは同時にすることになると考えてよろしいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） それはならざるを得ないと思います。ただ、改正の方法というのはございますので、そこはまた別途、考えないといけないと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） ちょっと法制執務のことなんで、法律関係のほうで私のほうからも補足させていただきます。

いわゆる法律の世界だとハネ改正というかと思うんですけども、一つの法律の改正を行いますと。その同一目的の改正につきましては、それぞれ一体的な改正内容でありますので、同一の法令であるということが一般的だと考えてございます。

そういった意味で、今回この個人情報保護条例というのが、市の保有する個人情報を保護する規律を守るための法令ということで書かれていますので、機械的に考えるのであれば、ここは今後は国の個人情報保護法になりますので、そういったところに置き換えていくべきものなんだろうというふうに考えているところではございます。あとは具体的な中身を見てからということにはなってくるかと思えます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 私には法律論議をするだけの素養がないので、ただし、今のご説明に対して、専門的ではない、ごく素朴な疑問があるので申しておきますが、同一の目的がある場

合にという話がありましたけれども、現行の個人情報保護条例と、改正された保護法と、新たに定められる改正された保護法の下にある条例、これは確かに大枠でいうと個人情報保護条例というものの枠には入りますけれども、ただ最初に申しましたように、目的規定がもう文言からして明らかに違う。しかも、自治体レベルから見ると、言ってみれば自治体の外まで含めた流通というものも目的に入るという点では、必ず自治体としてそしゃくし直さなきゃいけない、そういう要因が目的に入ると思います。

その疑問を踏まえた上で言うならば、仮に全く同一の制度、仕組みを指す条例ではないという考え方が成り立つ余地があるとすれば、自治基本条例の改正に当たって、例えば自治基本条例審議会のほうに意見を求めるとか諮問するとか、そのような手続も場合によっては必要になってくると考えてもよろしいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 今2つの論点があると思っております。今議員おっしゃったのは、もともと市として自律的に決めていた個人情報保護法制たる保護条例がありますと。これが今度、市の裁量が及ばない国の裁量で決められた法律に取って代わると。そういった意味で、多分これが一体性がないということをおっしゃっていたんだと思っております。

他方、この自治基本条例のこの条文を見たときに、市として自主的に定めた個人情報という意味で個人情報保護条例と書いておるのか、市が保有する個人情報を規律するための法令として個人情報保護条例を書いておるのか。恐らく自治体の自主性に基づいた面に基づいてこれを書いたというのであれば、議員おっしゃったみたいに、ここは必然的に変わる話じゃないという意見も成り立ち得るかと思えますけれども、どう考えてもこの規律といたしましては、市が持っている個人情報を守ろうという一般論として書いているところでもありますので、ここは考え方といたしましては、もうハネ改正の範囲で自動的に置き換わるべきものなんだろうというふうに考えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 言っておきたいことだけ言っただけで、論争する趣旨で言ったわけではないんですけど、ただ最初に言いましたように、結局は自治体としてこの条例改正にどういう姿勢で臨むかということで、文言の解釈上、どういう立場を取るにしても、別の異なる視点というのは入り得るはずだということを趣旨としては言いたかったわけなので、今の村田理事が答えてくださったようなことも踏まえて、そこは検討していただきたいなど。

その上で、先ほど市民にしっかり知ってもらうためにということをお山浦部長が言われましたけれども、そのための時間が必要だという趣旨だと思いますが、逆に言うと、じゃあいつ知ってもらうかということに関して、変わった結果を知ってもらうのか、どういうふうになるのかということをおあらかじめしっかり知ってもらった上で、条例を変えるという手順の取り方もあろうかと思えます。それはぜひ検討されてください。

私としては、審議会に意見を求めるなり諮問するなり、それも市民参画の一環として自治基本条例には定められていることですし、パブリック・コメントも、先ほど両方について伺いましたけれども、市民にとって重要なものだと考える余地、あると思いますが、考えるべきであると行政として判断するのであれば、3月になったとしても、可能なら両方の手続を踏まえた上で、しっかり市民に理解をしていただいた上で定めたほうが、自治基本条例の趣旨には沿うことになるだろうというふうに考えます。

日程に関することとしてはここまでで。

質問の後半部分に入りますけれども、条例の名称に関してですけれども、山浦部長の回答の中の、言ってみれば、なるべくなら名は体を表すというふうにしたいという趣旨だと思います。そのとおりだと思います。

条例は、我々議員は日頃から読み慣れているところがありますけれども、当然、必要に応じてぱっと見る人というのが見るものという性格もあるので、だとするならば、この条例が、市が私たちを守ってくれる、私たちの個人情報を守ってくれる条例として耳に響くか、国が守ってくれるから、それを市がやっているんだなという条例で響くのか。これは市長に聞いたほうがいいと思うんですけれども、耳に響くにはどちらがいいかと、市民の立場で考えた場合、どのように思われるでしょう。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 今までの答弁で、私どもも内部的に議論したんですけれども、やはり私自身、今の時点で、条例名も個人情報施行条例にすべきだと思っております。ただ一方で、先ほど来申していますように、これがそうした名前が変わったとしても、個人情報をしっかりと保護していく、基本的人権を守っていくということは、我々の方針をしっかりと堅持していくということが重要だと思っております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 施行条例とするほうがよからうという文言がありましたけれども、私自身は真逆の考え方ですね。私が一市民だったら、そうでないほうを望むと思います。

それをかくかくしかじかは、ちょっと後にしましょうかね。

もう一つ、今回、個人情報保護法、改正された保護法の下でいうと、個人情報の有用性を配慮しつつ、つまりそれが加工された形であっても流通していくという前提の下で扱われるということになるかと思いますが、それは当然、市の外、これは今回、国が定めた体系的な制度になりますから、ですけれども、今まで市によって私の個人情報は守られてきたと。当然、これについては全国民がそう思っているという状況なんですよね、今は。それが、市は私の情報を守ってくれることを直接はしないで、その外にまで行くことも国の名前の下に行われることが、市として行われるということになるかと思いますが。

人によってはこう言うと思うんですね。俺には関係ねえことだって。どういうことかという、もっと強く言えば、私の個人情報を市の外になんか、特定されない形ででも出してほしく

ないという考え方は、当然あると思いますし、それについてやっぱり前面に立つ市として説明しなければならなくなると思います。

これは、今わざと俺という一人称を使ったように、必ずしも理性的なものではないので、これを議論すると切りがないのでまとめますけれども、パブリック・コメントなり審議会に意見を求めるなり、やはり時間は取って丁寧な議論をして、庁舎内だけでは判断しない形を取ったほうがいいかなと思います。

それだけ言って、審議会の存廃ですけれども、審議会の存廃についても、私が考えても、審議会を制度として持ち続けた場合に、今までほどの活用事例は恐らく生じないだろうと。それは致し方ないことだと思いますけれども、これも繰り返しにはなりますけれども、市として自律的な判断を、法解釈の主体としては国と対等なので、仮に国の制度の下でこの個人情報保護制度を運用するとしても、それ以上のことは何もしないとしたとしても、私たちは定められた法律に対して、自治体としての解釈権というのをしっかり持っているんだと、そのために専門家の意見が必要になると思うということを形で示すという制度設計にはなっていくかと思います。ぜひそこを考慮していただきたいと。これはそれにとどめておきますね。

せっかくですので、もう一つ。最後の基本的人権の擁護に関することですが、調べていただいても非常に興味深い資料で、大変面白かったんですが、基本的人権の擁護という表現が法律で求められているのは、人権擁護委員法と弁護士法だけと。彼らは仕事としてそれが必要だと、強い表現が用いられていて、あとたくさん基本的人権の享有という言葉が用いられているのは、人権に直接関わるような、基本的人権の享有が難しいような立場にある人たちのための法律がほとんど。

もう一つ、侵害が云々とかというようにほかの形で分類されるのは、ほとんどが警察に関することだったり国防に関することだったり、国権による人権の制限に関わるような領域がほとんどなので、極めて抑制的に使われているということだと思うんですね。

それはそれとしてよくて、太宰府市の条例に現在基本的人権の擁護というのが入っているのも、あまり深い意味はないだろうと率直に言って思っております。ただ、個人情報保護、自分に関する権利の考え方というのは変化しつつある中で、時代の流れによって変わってきているからこそ、今回の法律の改正もあると思うので、その基本的な考え方は基本的人権の尊重ですね、憲法の用語でいえば、あろうかと思うので、擁護を使う必要ないと。必要がないという点では私も理解しますが、自治体の姿勢を示すという点では、入れておくことに何の矛盾もないだろうと。擁護という言葉を使うかどうかは、また別ですが、まあいいかなと思います。

40分だと議論を交わす余裕がないので、かなり一方的にしゃべりましたが、最後に一言、最後にまとめておきたいと思います。

今回の制度は、国と地方との役割分担といいますか、そういう面と、時代の流れに合わせて変わっていく個人情報の権利としての社会的意味、それらをどう扱っていくかという点では、

地方自治の本旨に基づけば、やはり私たち地方自治体がこの状況を自主的に解釈して、今後も自律的に対応していくという姿勢を、内容よりもまずは形で表すことがとても大切だと思っています。

そこに同時に、自治基本条例を改めて読み直せば、そこに入っている市民参画、市民の声を聞いてという要素を可能な限り取り込んでほしい。そのことは、先ほども言いましたけれども、例えば死者に関する情報の扱いであるとか、幾つかは、現行の太宰府市の個人情報保護条例の中から見ても、変化を余儀なくされるどころかというのがあるはずなんですね。それを整理して市民に示して、ここをこういうふうに変えていきたい、だから理解してくださいと。変えましたから従ってくださいという形は取らないのが、内容的には正しい道ではないかと私は感じています。

かなりしゃべったので、最後に2分ほど市長にまとめていただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 非常にこれも重要な議論、ご指摘だと思っております。私も憲法を学んだのがもう25年ほど前でありますので、最近あまり日本国憲法を読んでないなど改めて認識しましたが、基本的人権の擁護、基本的人権もやはりいろいろあると思いますけれども、憲法の三大原則の一つでありますと習ってきましたが、やっぱり表現の自由とか、最近話題になっている信教の自由とか、いろいろな門地とかで差別されないとか、いろいろあると思いますけれども、そうした中で個人情報保護というものが、やはり個人情報自体が保護され、大切なものとして認識されることは、これはもう変わらない現実でありましょうから、その一方で、ただ国のほうで法律をあえて改正して、そのビッグデータなりの活用も有用なものとして考えていくということも、時代の流れだし、恐らく様々な地方の議会なり地方の方々の意見も吸い上げる中で、改正ができてきたということも考えますと、名前も大切ですし、基本的人権の擁護を書くかどうかとも大切かもしれませんが、やはりそうした今の時代において、この個人情報保護をどう考えていくかということはこの太宰府市として考えていくために、今後も議論は続けていきたいと思ったところであります。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 今回の改正を市民の皆さんに一人一人に、私たち行政はあなた方を大切にしているんだということを伝えられるような改正の手續と改正の内容、形にさせていただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員の一般質問は終わりました。

ここで15時50分まで休憩します。

休憩 午後3時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時50分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今泉義文議員から一般質問の資料配付の申出がありましたので、許可をし、机上に配付いたしておりますので、お知らせします。

3番今泉義文議員の一般質問を許可します。

〔3番 今泉義文議員 登壇〕

○3番（今泉義文議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、2件について質問させていただきます。

1件目は、子どもたちの健康状態管理についてです。

令和4年3月に行われました定例会の一般質問で、学校での色覚検査実施状況や色覚チョーク導入についての質問をさせていただきました。その内容をチラシにして太宰府市内に全戸配布したところ、市民の方から相談を受けました。相談者は、給食の質問をする議員さんはよくいらっしゃいますが、子どもの健康のことを質問する議員さんがいらっしゃるんだとおっしゃり、相談者のお子さんの斜位について相談したいとおっしゃっていました。

斜位とは、目の筋肉を相当に使わなければ両眼で見ることができない状態のことだそうです。内斜位、外斜位、上下斜位というものがあるそうです。例えば内斜位というのは、片方の目が内側に寄っている状態のことで、黒板を見るとき、片方の目の筋肉を使って位置のずれている片方の目を外側に動かして、両眼で見えるようにするそうです。また、ノートを見るとき、またもう一回、これピントを合わせなくちゃいけないんですけれども、片方の目の筋肉を使って位置ずれしている片方の目を外側に動かし直して、両目で見えるようにしなければならぬそうです。

相談者の子どもさんは、目の筋肉に相当の負担がかかり眼精疲労を起こすため、学校から帰ってきてぐったりしているとのことでした。

斜位や斜視に気づかず小学校や中学校生活を送っている児童・生徒は、高校生や大人になって気づく人もいます。早期発見することにより対応できることもあるので、子どもたちの検診環境改善の観点から2点伺います。

1項目め、乳幼児健診や学校での斜位や斜視を含めた目の検査の実施状況について、2項目め、スポットビジョンスクリーナーの活用について。

2件目は、交通事故多発地点の改善についてです。

交通事故は、いつ、どこで起こるか分からないものですが、事故多発地点というものも存在しています。

市民の方から、今年の8月7日と17日に同じところで自動車同士の事故が起きました、あそこは車の通りも多いし、通学路にもなっているから危ないという内容の相談でした。貴い命が失われることがないように対応していただきたいと思います。

そこで、太宰府市内での交通事故発生件数減少の観点から2点伺います。

1項目め、交通事故多発地点の情報収集体制について、2項目め、交通事故多発地点の取組

予定について。資料を出させていただいておりますけれども、梅香苑通りや梅香苑公園の交差点について伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 1件目の子どもたちの健康状態管理について、乳幼児に関する部分につきましては私から、学校に関する部分につきましては教育部からご回答いたします。

まず、1項目めの乳幼児健診での斜位や斜視を含めた目の検査につきましては、3歳児視覚健診におきまして、2項目めにありますスポットビジョンスクリーナーを活用し実施をいたしております。

視力検査では、ご家庭で乳幼児が識別可能なチョウやチューリップなどの絵指標を用い、およそ2.5m離れた距離で検査いただき、問診票に記載いただくこととしております。正しく答えられた場合は、およそ視力0.5以上となります。

スポットビジョンスクリーナーは、生後6か月の乳幼児から大人までの視機能上の問題を迅速に、かつ正確に検査することをサポートするための携帯型の機器でありまして、検査会場におきまして、網膜に光を当て、反射する光を解析することで、屈折異常や眼位異常の有無を調べることができ、近視、遠視、乱視、不動視、瞳孔不動のスクリーニングを行うことができます。検査方法は、暗室にて1mの距離を置いて両眼をスポットビジョンスクリーナーで撮影し、検査を行います。検査結果に2回異常が続けて出た場合、眼科医への紹介状をお渡しし、精密検査の受診をお勧めしているところであります。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 学校に関する部分に関しまして、私からご回答いたします。

まず、1項目めの乳幼児健診や学校での眼科健診の実施状況についてですが、小・中学校においては、目の疾病及び異常の有無を検査します。具体的には、感染症の疾患の有無、まぶた、まつげ、結膜、角膜などの疾病の有無及び斜位や斜視など眼位の異常の有無を検査します。これらの項目は、学校保健安全法施行規則で定められております。

次に、2項目めのスポットビジョンスクリーナーの活用についてですが、小・中学校の健康診断の際の検査方法については、文部科学省作成の児童・生徒等の健康診断マニュアルに基づき学校医が決定いたしており、現在、市内小・中学校の眼科健診において、スポットビジョンスクリーナーの活用実績はございません。

ご指摘の黒板を見たりノートを書いたりすることが困難な児童・生徒など特別な配慮が必要な児童・生徒に対して、教職員がその困難に気づき、何が要因であるのか丁寧に考察し、どのような支援ができるのかを検討する必要があります。

ご指摘の児童・生徒に対しては、困難の要因を探るために、眼科医以外の教職員がスポットビジョンスクリーナーを使用することも想定されます。

まずは、教職員が視覚に課題があるまま生活している児童・生徒がいる可能性があることを

認識する必要があると思いますので、前回ご指摘いただいた色覚の件と同様に、校長会などで共有いたします。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ご回答ありがとうございます。令和4年3月に一般質問で色覚に関して質問させていただきましたけれども、そのときは色覚チョークの導入について、堀理事のほうから、赤色のチョークに関しては色覚チョークを導入しているということでお伺いして、本当は白も黄色もいろいろ全部入れてほしいなというのもあったんですけども、その辺はまたご検討いただければと思います。

色覚チョークとかの質問をした際にも、私、このスポットビジョンスクリーナーというものがあるというのは知っていたんですよ。それで、太宰府市さんはどうしているんだろうということも思っていたんですけども、私が環境厚生常任委員会に属しておりまして、所管調査があったときに、ちょうど子育て支援課さんを訪問させていただいた際に、そのスポットビジョンスクリーナーというカメラみたいなものがあるって、それで目の異常が確認できます。本当にカメラみたいな形で、ちょっと暗い部屋でカシャッとすれば、もう本当、数秒で目のほうに異常があるというのが分かるということで、さすが導入が太宰府市さんは早いなというのを感じた次第でした。

今回、3歳児健診ではその機械を使っていらっしゃるということで、この機械を導入された時期というのはいつぐらいだったんでしょうか、お願いします。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 導入の時期でございますが、令和3年3月に購入をいたしましたものでございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 令和3年3月。令和4年3月ではなく、令和3年3月ということですかね。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 失礼いたしました。令和4年3月でございます。失礼いたしました。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 令和4年3月。使い始めとかというのは、やっぱりどういうふうに使ったほうがいいのかとか、そういうのもあると思いますので、今年度4月ぐらいから使い始められたということはお伺いしたんですけども、この相談されたお子様のときとか、もう今4歳、5歳、6歳とかになっている方々は、そういうスポットビジョンスクリーナーという機械を使うことなく、健診もできない。

これは眼鏡屋さんのデータなので、ちょっと目が悪い人が眼鏡屋さんに行かれていると思う

ので、ちょっと偏りがあるデータかもしれませんが、斜位の方を検査したらいいんですよね。1,000人ぐらいの方のデータで51.4%、もう半分ぐらいの方が斜位が認められるというようなデータもあります。

このお母さんは、勇気を振り絞って私に相談されたと思うんですよね。自分の子どもさんが、夏休みの宿題をするときに、左側のドリルを見ながら右に分数式を書いたりして、でも書くのが遅い。そのときはやはり、ただ書けばいいだけだから、何でそんなに書けないの。計算するのはできるけれども、とにかく書き写すのが遅いとか。その当時はお母さんもそういう状況を認識されてなかったんで、やっぱり叱ったりとかそういうようなこともしていました。ずっと成長して、高校生ぐらいになって、一旦眼鏡をかけたりとかそういうのもあったみたいで、勉強って、例えば算数に関してなんですけれども、小学校低学年の勉強しているその内容を踏まえて、小学校高学年の内容を勉強する。それをもって中学生ではまた勉強するとか、結構連続性というか、関わりがあるようなものというのは、最初つまずいてしまうと、あともうやっぱり勉強が嫌になったり嫌いになったりとかというような形もあるし、そういうことが発生するということは、その子の人生の可能性というか、成長するところをついばんでしまうというような気持ちがあったんで、今3歳児健診ではされている。でも、小・中学校ではスポットビジョンスクリーナーを使われてないということでしたけれども、ぜひ私としては、スポットビジョンスクリーナーを使っていたきたいというのが私の気持ちなんですよ。

今お持ちのスポットビジョンスクリーナーなんですけれども、例えば小学校、中学校とかでも使ったりするようなことは可能でしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） せっかくあるので、活用できるところはもちろん有効に活用できたということ、今回この機に考えさせていただいたところなんですけれども、小・中学校の健康診断につきましては、眼科医のほうで検査をしております。スポットビジョンスクリーナーで検査をすることは、短時間で非常にいろいろなものが検査結果が出てくるということなんですけれども、法で定めております眼科健診の検査項目を全て網羅することはできません。ですので、スポットビジョンスクリーナーを活用したとしても、別途、学校医の検査が必要になってくることに結局になってしまうので、現在は眼科医が健診をしていますので、そちらのほうで検査終了という形になっておる現状でございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） では、じゃあスポットビジョンスクリーナーを使って検査をすることも可能であるというような認識でよろしいのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） すみません、説明がうまくいかなかったのです。

スポットビジョンスクリーナーでやったときに、スクリーニングになりますので、お医者さ

んの、私も実は使わせてもらったんですね。たら、眼科医に診てもらってくださいという、異常が出たときは恐らく表示されると思うんですけども、小・中学校の眼科健診は眼科医が診ますので、斜位も含めたものが発見されるということになりますので、逆にスポットビジョンスクリーナーだけでやっちゃうと、お医者さんに行きなさいとかで、結局お医者さんのほうに行ってしまうということになってしまいます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 目の検査とかだったんで、私、教員の方が小学校4年生とか中学1年生のときに、養護教諭の方が検査されるのかなと思っていたんですね。

3歳児健診のときですけども、そのあたりは医師の方がされているんですか。職員の方がスポットビジョンスクリーナーを使ってやっていらっしゃるんですか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 市の保健師において行われております。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） というのであれば、小学校、中学校であれば眼科医の方かもしれないですけども、養護教諭の方がしていただいてもいいのではないかなというのを感じました。

今、私が見せていただいたとき、そのスポットビジョンスクリーナー、ネットで調べると、メーカー小売希望価格120万円というような金額が書いてありましたので、私としては2台目を購入いただいて、使い道とかというのを検討していただきたいなというのが要望であるんですけども、すぐ購入とかというのは検討することはできませんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 購入の件とはちょっと違うんですけども、今回、実際に私も使ってみて、確かに早く結果が出るということで、3歳児健診でも使っていて、市で持っているということなんですが、先ほど小・中学校については、もうご回答いたしましたとおり眼科医なんですけれども、なるべくこういうものは早く発見して早く対応するほうがいいということでは、本市では3歳児健診の後に小学校の入学前に就学時健診を実施しております。そこでは眼科医の健診はございませんので、そういった場で、希望者だけになるかもしれないんですが、せっかく市が持っていますので、使ってみませんかとか、調べてみませんかとかいうことの可能性はあるのかなというふうにも今考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ありがとうございます。3歳児健診でもやっぱり子どもさんがいっぱいいらっちゃって、スケジューリングですか、機械が空いているとか、万が一それが壊れた場合、予備の機械がすぐ修理できるのかできないのかというのもあるので、予備で備えていただくとか、そういうのをしていただくと、活用の頻度もあると思いますので、ぜひ増やしていた

できればと思いますし、就学前というのでもお使いいただければなと思います、これは本当、子どもさんたちの目というのは、5歳から6歳までに目が発達して完成に至るような形というのを聞いていますので、やはり小学校入学前というのもあります。

ただ、最近スマホとかタブレットを使ったりとかというので、これは平成29年3月の内閣府のデータなんですけれども、中学生は1時間から2時間までスマホを使っている子が27%ぐらい、2時間から3時間が22.6%、3時間から4時間が17.3%、4時間から5時間が4.9%、5時間以上使っている子どもさんは7.3%。これは2時間以上で計算すると52.1%の子どもさんがスマホを使っている。授業でもタブレットを使うというので、やっぱり目を酷使するというのがあるので、5歳、6歳ぐらいに目の発達がある程度出来上がったとしても、やはり学生時代、小学校、中学校時代でも目が悪くなったりとかということが多くなると思うんですね。なので、ぜひそのあたりは検査していただけるように要望しておきたいと思います。

それとあと、最近ですけれども、教室の中で支援学級の生徒さんが増えていらっしゃるというのも聞きます。それで、この相談者の方と1回会った後、その方が行っていらっしゃる眼鏡屋さんにも一緒についていったんですね。お話を聞いていると、支援学級に行っている子どもさんで目の能力が、視力に異常があるとか、そういう方も多いという話を伺いました。

やっぱり先ほどお話ししましたちょっと勉強が分からない、見えにくいから分かりにくいから嫌になるとか、そういう関係性もあると思いますので、子どもさんたちの支援学級の生徒が増えているのも、斜位の方はプリズム入りの眼鏡、光の進路を屈折させる眼鏡をすときれいに見えるらしいんですね。その子どもさんは、道路というのが灰色に見えていたと。でも、そのプリズム入りの眼鏡をかけると、あ、アスファルトって灰色とか黒とか白とかあるんだねとか、草が生えていても緑一色しか見えなかったらしいんですね。でも、こういうふうに線があるんだというので、本当にお母さんは悔やまれていたんですね。でも、早く気づいてあげればよかったということも言われていたんですね。なんで、そういう眼鏡をかけたりとかすると、子どもの可能性も伸びますしというのを感じております。

これは、例えば支援学級の子どもさんが減るとなると、学校の中でも教師不足ということが叫ばれていると思います。文部科学省の調べでは、2021年度の始業日時点の話ですけれども、2,558名の教師不足、1,897校。小学校では、中学校では、高校では何%ぐらいいませんよとかというデータも出ています。そういう形で子どもさんが普通学級に行ければ、先生たちの負担も減ったりとか、そういうこともありますので、ぜひ健診のほうを強く希望して、1件目の質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 2件目の交通事故多発地点の改善についてご回答いたします。

まず、1項目めの交通事故多発地点の情報収集体制についてですが、本市では、危険な道路や事故が頻発する交差点等については、今回のような議会での指摘や、市民、自治会からの

交通安全対策要望等により把握しております。加えて、現在、筑紫野警察署とさらに緊密な情報交換ができる仕組みづくりを検討しております。

次に、2項目めの交通事故多発地点の取組予定についてご回答いたします。

まず、1点目の梅香苑通り、場所ですが、梅香苑、緑台、高雄の区境付近の太宰府南小学校から梅香苑へ向かう梅香苑団地2号線と、緑台団地1号線、緑台団地13号線の交差点についてですが、交差点の南東側から北西側にかけて、また太宰府南小学校側道路に勾配があり見えづらいため、安全対策として、交差点交差部分の路面に赤色塗装を施しまして、ドライバー等への注意喚起を図り、止まれや車両の減速を促す路面標示、各道路から左右が分かるようカーブミラーの設置など、できる限りの安全対策を行っております。

次に、2点目の梅香苑交差点についてですが、公園南側の交差点は見通しが悪い状況でございます。交通安全対策のためのカーブミラーなどの施設は、自治会や通学路安全プログラムの要望等に基づきまして状況を確認の上、交通安全施設の設置等を行っており、市で設置できない交通安全施設につきましては、公安委員会へ要望を行っている状況であります。

ご指摘の箇所につきましては、交通安全施設を設置はしておりますが、状況を確認し、地元自治会等とも協議の上、安全対策を検討してまいります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ご回答ありがとうございます。情報に関しては、議会での指摘や市民、自治会からの交通安全対策要望等で把握されているということでお伺いしました。

なかなか、私がこの交通事故多発地点、何件以上が多発地点かというのはちょっと明確ではありませんけれども、私を書いてしまったのであれだったんですが、太宰府市のホームページを私、拝見させていただいたんですね。ホームページの暮らしの情報、防災・防犯・安全、交通安全というふうにだんだん入っていくと、子どもを交通事故から守りましょうというところがありました。そこに太宰府市内における交通事故が多発する交差点とその特徴というところで書いてあるんですけども、太宰府市内における6か所の交差点には、交通事故が多発しやすい場所なので十分に気をつける必要がありますと書いてありました。危険な交差点とその特徴という内容で、高雄交差点や大佐野交差点、朱雀大路交差点、君畑交差点、長浦台入り口の交差点、都府楼橋交差点というような形に書いてありまして、その中では、2015年から2019年までの交通事故件数、これは高雄交差点ですけれども42件、うち死亡事故1件。事故の特徴、国道3号線を通行する車両による追突事故が多発しています。また、右折時の事故も多く、特に道路横断中の歩行者に十分な注意が必要ですよというのを拝見して、やはり市でも情報を取られているんだなと私思ったんですね。

やはり事故というのは、個人情報的な要素も含まれているので、なかなか収集しにくいかなとも思ったんですが、すばらしく調査されているなと感じたところでありました。

こういうのも、やはり市民の方や自治会からの情報を収集して集計されたものになるんでし

ようか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 今議員さんのほうからご指摘といたしますか、ご報告がありましたこちらの交差点等につきましては、やはり筑紫野警察署、警察のほうから危ない交差点ということで、市のほうにも情報が入っております。

先ほど死亡事故の件数もご報告がありましたが、こういうふうに出るなど大きな事故の場合は、道路管理者のほうに警察のほうからも連絡があるような状況でございますが、それ以外の軽微といたしますか、車両同士の交通事故等については、警察から逐一、市のほうに報告があっているような状況ではございません。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 軽微といたしますか、自動車同士の事故とかというのは、やっぱり件数とかには報告とかというのも上がってこない、場所がここですよというのも上がってこないものと、私もそう感じるところはございます。

それで、このホームページ上では2015年から2019年と書いてあるので、もう2022年になっているというのもあるので、その後の変化があったりとかというのがあれば、追いかけていただければなということを感じました。

地域の情報というのは、自治会とかそこに住んでいらっしゃる方、市民の方がよくお分かりになると思います。自治会のほうから、例えば道路が凸凹しているから直してほしいとか、そういう要望が毎年出てきていると思うんですけれども、もしその項目として、事故が起こった場所がありますかみたいな、そういう項目があれば、自治会のほうから情報が収集できたりとかすると思うんですけれども、そういう、例えば自治協議会に市の職員さんが参加して話を聞いたりというのものもあるんですけれども、そういう自治会からの要望、それに項目を追加して事故の場所とか、自治協議会さんに市の職員さんが参加して情報収集するということが可能でしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 自治協議会等の会議等に職員は、それぞれの必要な部署といたしますか、地域コミュニティ課が中心となって参加等はしております。また、先ほどそれぞれの部署がということで申し上げましたが、必要に応じて、例えば道路交通関係であれば建設課等、それから住民の方の福祉関係とかであれば福祉担当部署がその都度参加をして、会議等にも参加させていただいて、情報共有等はさせていただいておりますので、先ほど今議員さんからご指摘がありました交通事故等に関しましても、自治会のほうからご要望等、必要があれば、また職員のほうも参加して情報共有は図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ありがとうございます。引き続き情報を収集していただければと思います。

何で私がこの質問をしたかといいますと、冒頭でお話ししましたけれども、8月7日と17日にここで同じ場所で事故があったちゃんねというお話をお伺いしたんで、じゃあ、これは何とか手を打たなくてはいけないんじゃないかと思ってこの質問をさせていただいたんですけれども、2項目めのほうに移りますけれども、お手元に資料を配付させていただいております。

これは、左側が梅香苑公園付近の交差点というところ、右側、2つあるところが梅香苑通り、梅香苑、緑台、高雄の区境付近の交差点。これは太宰府南小学校側から上ってくる坂道と、もう一つは星ヶ丘保育園側から上ってくる坂道。私が2か所事故があったと言うのは、こちらの梅香苑通りのこの区境の交差点だったんですよ。

これって、一番右下のほうの写真でこれ坂道を上ってくるんですけども、ここに真ん中辺に止まれるの文字が道路に書いてあります。その上の写真の、これは太宰府南小学校から上がってくるところなんですけれども、これ道路に字が書いてあるんですけども、これはスピード落とせて書いてあるんですけども、これはもう、交通量が結構多くて、字が何て書いてあるか分からないぐらいなんですよね。星ヶ丘保育園から上がってきて止まるけれども、ちょっと両方坂道になっているので見にくいというのがあります。

何でもう一つ左側の梅香苑公園付近の交差点を挙げたかという、ここも事故したというのを私、市民の方からお話を聞いて、挙げさせていただいたんですけども、これも坂道を上っていくと、左側に桜の木が生い茂って生えているんですけども、この電信柱の裏辺りにカーブミラーがあるんですけども、これ坂道から上ってくる方向じゃなくて、反対側の下ってくるほうから見るカーブミラーになるんですよ。なので、坂道を上る方向だとカーブミラーがないような状態で、その方は坂道を上っていて、左側から車が来てぶつかってしまったみたいなことだったんですよ。

なので、ここは私としては、ちょうど右側に見えるおうちのこの木が生えているところにカーブミラーがあればいいなというのをちょっと考えたもので、もう一つ、左下のほうに松川運動公園付近の看板と書いてあるんですけども、私、ここは太宰府市のソフトボールのリーグに入っていて、よくソフトボールに行くときに、これ坂道からがあって下ってくるときに、左側のところがここに左右確認、一時停止ってこれ強調してあったので、こういうものがこの梅香苑通りの区境の交差点があればいいなというのを思ったんですよ。

そういうのを取り付けたり、左上のほうのところにカーブミラーをつけるというのは、自治会からいろいろ要望があって、優先順位とかもあると思いますけれども、そういうのは検討したり進めたりすることはできるものでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 今議員ご指摘の2か所についてでございますが、まず、南小学校からの上り坂といいますか、この交差点に差しかかるところ、スピード落とせの標示がちょっと

消えかかっているような状況がございます。こちらについては、またできるだけ早急に対応はさせていただきたいと思いますが、この梅香苑交差点付近の先ほどおっしゃられた標識、松川運動公園から下りてきたところのこちらの標識及びカーブミラー等でございますが、実施につきましては、先ほどおっしゃられたとおり自治会のほうと協議して、自治会からのご要望に基づきましてさせていただくというのが原則になっておりますので、そのあたりは協議をさせていただきたいと思いますが、1つ、松川運動公園から下りてきたところの一時停止のこの標識なんです、実はこれ、民地と申しますか、太宰府市の土地の中にこれは立っておりまして、道路用地ではございません。したがって、道路交通法に規制されず、自由に立てれる標識なんです。それに対しまして、これはこちらの梅香苑公園交差点付近に道路上に立てるといふのは、これは道路交通法のほうの規制に引っかかってきますので、勝手に市が立てるわけにはちょっといきませんので、その点をご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） やはりここは警察のほうとか、そういう相談とかも必要になるかなとは思っています。

命がなくならなくてよかったなど、2回続けて事故があったけれども、そういうことが発生しないように、警察の方とか、私が思ったのは、電柱に看板をつけたりとか、これは左下のほうに写真が2枚ありますけれども、右側も、これは松川運動公園のほうに向かっていくほうの左側にある看板なんです。これは選挙の看板みたいなやつがくくりつけてあったんで、こういうのが右下の星ヶ丘保育園側から上がってくるこの電柱につけたりできるのかな。これも警察の確認が必要なのか、そのあたりは調べなくてはいけないところかとは思いますが、あとはこの近所の場所を借りて、その敷地にこういう看板をつけさせてもらえるのかなとか、そういうことも住んでいらっしゃるのにお話しできるのかなというのも考えましたので、そのあたりもご検討いただければと思いますけれども、やはりそのあたりはいかがなものでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） こちらの看板につきましては、実はこちらは市のほうが立てているものではないと思います。自治会と申しますか、地元のほうで注意喚起の看板を立てられているんじゃないかなと思いますので、このような似たような看板を設置ということになれば、また地元の自治会のほうとも協議、調整をさせていただいた上で、対応を検討させていただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ありがとうございます。ぜひ、事故が起こって命がなくなる前にご対応いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月21日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時28分

~~~~~ ○ ~~~~~